

日置市子育て支援計画

【後期計画：平成22年度～平成26年度】

「安心して、自信を持ちながら子育てができ、
親子の笑顔が溢れるまちづくり」
～地域が子育てサポーターに～



平成22年3月
鹿児島県 日置市

はじめに

わが国の少子化の状況は、近年持ち直しつつあるとはいえ、大きな改善はみられず、依然として深刻な状況にあり、将来的な人口減少はもちろんのこと、労働人口の減少に伴う経済成長率の低下を招き、社会保障制度を維持することが困難になるなど、様々な分野に大きな影響を与えることとなります。

こうした状況を改善するため、国では、「次世代育成支援対策推進法」の制定や「子ども子育て応援プラン」の策定を通じて、官民一体となって次世代を担う子ども達や子育て中の家庭を支援していくことに取り組んでいるところであります。

日置市においては、平成 17 年 5 月の合併に伴い、「日置市子育て支援計画」を策定し、保育ニーズへの対応や乳幼児医療費制度の充実、子育て支援センターの設置などに積極的に取り組み、一定の成果を上げることができたものと考えています。

そこで、前期計画の取組をさらに進展させるために、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間の「日置市子育て支援計画（後期計画）」を策定しました。

本計画の策定に当たっては、前期の子育て支援計画の結果や子育て中の保護者の皆様からいただきましたアンケート結果等を踏まえて、日置市として、様々な子育て支援事業だけにとどまらず、情報提供の在り方など子どもに関わる全ての行政サービスについて取り入れるよう努めてきました。

「地域づくりは人づくりから」を実践するために、本計画を着実に推進し、将来の日置市や地域の担い手になるであろう子ども達が健やかに成長できる環境づくりをさらに進めていきたいと思っておりますので、今後とも皆様方のより一層の御理解、御協力をお願い申し上げます。

なお、本計画を策定するに当たり子育てに関わる関係団体の代表者や住民の代表者の方など日置市次世代育成支援対策地域協議会の委員の皆様には、貴重な御意見及び慎重な御審議をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

平成 22 年 3 月

日置市長 宮路 高光

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	3
2	計画の概要	7
3	計画の位置づけ	10
4	計画期間	10
5	計画策定体制と経緯等	11
6	ニーズ調査の概要	12

第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

1	少子化の動向	15
2	世帯の状況	19
3	就労の状況	22
4	保育サービスの状況	23
5	母子保健に関する状況	24

第3章 計画の基本構想

1	基本理念	31
2	施策の体系	33

第4章 具体的な支援・施策

1	地域における子育て支援	37
2	母性と乳幼児の健康の確保と増進	46
3	子どもの心身の健やかな成長のための教育環境	57
4	子育てを支援する生活環境	63
5	職業生活と家庭生活との両立の推進等	68
6	子どもの安全確保	73
7	児童虐待防止対策の充実	75
8	ひとり親家庭等の自立支援の促進	78
9	障害のある子どもへの支援	80

第5章 計画の評価及び推進

1	計画の評価	87
2	計画の推進	91
3	進捗状況の点検・評価	92

資料編

・日置市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱	95
・日置市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿	96
・用語解説	97

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

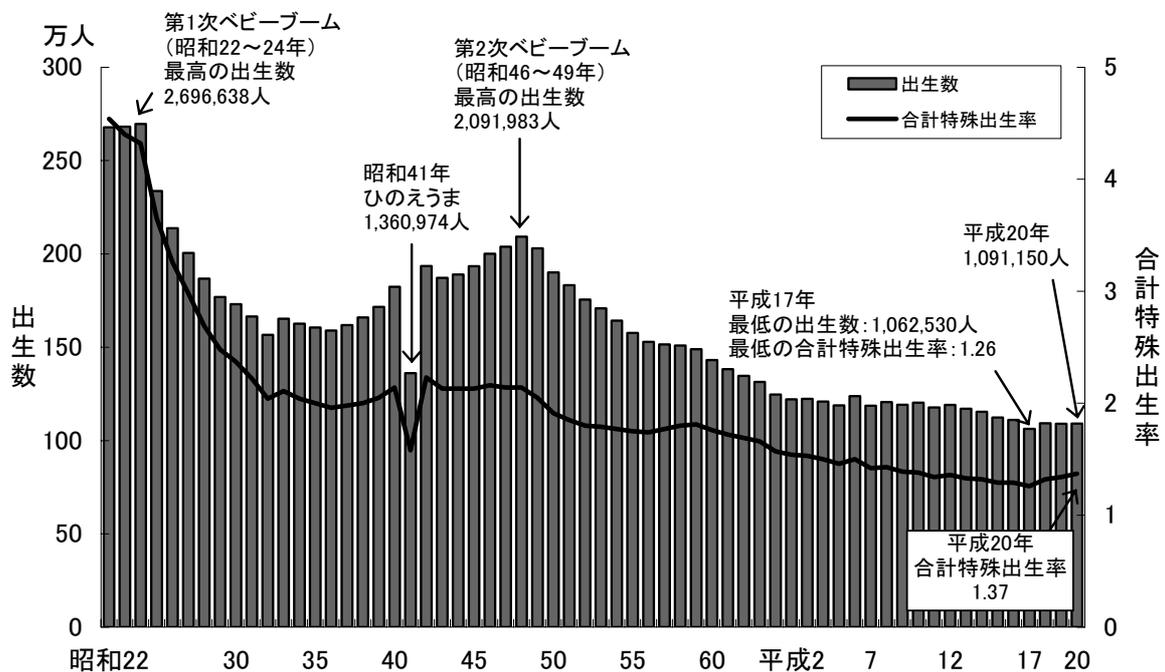
1 計画策定の背景と趣旨

(1) 少子化の進行

少子化の現状

我が国においては、急速に少子化が進行し、2005（平成17）年の合計特殊出生率が、1.26と過去最低を更新するとともに、人口も2004（平成16）年をピークに減少に転じ、人口減少社会が現実のものとなりました。2008（平成20）年の合計特殊出生率は、前年を0.03ポイント上回る1.37と3年連続で上昇し、出生数も対前年比1千人増の約109万1千人となっているものの、いずれも依然として低い水準となっています。また、2006（平成18）年末に発表された国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」によると、現在の傾向が続けば、2055（平成67）年には我が国の人口は9千万人を割り込み、1年間に生まれる子どもの数が現在の半分以下の50万人を割り、高齢化率は40%を超えるという厳しい見通しが示されています。

出生数及び合計特殊出生率の年次推移



資料：人口動態統計

(注) 昭和22年～昭和47年は沖縄県を含まない。

少子化の要因と背景

厚生労働省「人口動態統計」における2008（平成20）年の婚姻件数については、72万6,106組で、前年の71万9,822組より6,284組増加し、婚姻率（人口千人対）についても5.8と、前年の5.7を上回っています。

同資料による日本人の平均初婚年齢は、2008（平成20）年は、夫が30.2歳（前年30.1歳）、妻が28.5歳（前年28.3歳）と上昇を続けており、晩婚化が進行しています。

また、出産したときの母親の平均年齢は、第1子が29.5歳（前年29.4歳）と、晩産化も進行しています。

2005（平成17）年の総務省「国勢調査」における未婚率は、男性では、25～29歳で71.4%、30～34歳で47.1%、35～39歳で30.0%、女性では、25～29歳で59.0%、30～34歳で32.0%、35～39歳で18.4%となっています。30年前の1975（昭和50）年においては、30代の男性・女性ともに約9割が結婚していたことを考えると、この間、未婚化が進行しています。さらに、生涯未婚率（50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合）を30年前と比較すると、男性は2.1%（1975年）から15.4%（2005年）、女性は4.3%（1975年）から6.8%（2005年）へ上昇しています。

このようなことから、（ア）晩婚化などによって生み方のペースが遅くなっている、（イ）結婚しない人の増加や夫婦の持つ子どもの数の減少によって女性が生涯に産む子どもの数が減っている、という2つの現象が相まって少子化が進行していると考えられています。

（2）少子化の与える影響

- ・ 労働力人口が減少するとともに、労働力人口に占める高齢者の割合が高くなることで、労働力供給の減少による労働生産性の伸び悩みが予想され、ひいては経済成長率の低下する可能性があります。
- ・ 人口に占める高齢者の割合を高め、年金、医療、福祉等の社会保障の分野における現役世代の負担が増大することとなり、経済・社会の活力が阻害される危険性が大きいという深刻な状況になります。
- ・ 単身者や子どものいない世帯が増加し、社会の基礎的単位である「家族」の形態が変化するとともに、家系の断絶や先祖に対する意識の希薄化をもたらす可能性があります。
- ・ 子どもの数の減少による子ども同士の交流の機会の減少、過保護化などにより、子どもの社会性が育まれにくくなる等、その健やかな成長への影響が懸念されています。
- ・ 人口減少と高齢化の進行により、市町村によっては、福祉サービスや医療保険の制度運営に支障を来す等、住民に対する基礎的なサービスの提供が困難

になるとともに、道路、河川、田畑、山林等の社会資本や自然環境の維持管理が困難になり、地域社会の変容が懸念されています。

(3) 少子化対策に係る国の動き

次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、国において、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを基本として、次世代育成支援対策の推進が図られてきました。

しかしながら、平成17年には、初めて総人口が減少に転じ、出生者数は106万人、合計特殊出生率は1.26と、いずれも過去最低を記録しました。こうした予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、平成18年6月の少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定されました。「新しい少子化対策」では、社会全体の意識改革と、

子どもと家族を大切にす観点からの施策の拡充という2点を重視し、具体的な施策を掲げています。

さらに、平成19年2月に「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略検討会議」が設置され、結婚や出産・子育てに関する国民の希望を実現するためには何が必要であるかに焦点を当てて検討が進められました。その結果、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（以下「重点戦略」という。）が取りまとめられました。

重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消において、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとされています。

また、重点戦略では「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」に向け、具体的な制度設計の検討、先行して実施すべき課題という2つの課題が示され、の課題については地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための「児童福祉法等の一部を改正する法律」が平成20年11月に可決され、同年12月に公布されました。

の課題については、「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」」（平成20年12月24日閣議決定）の工程表において、2010年代前半の実施に向け、税制改革による財源確保を図りながら、検討を速やかに進めることとしています。

(4) 日置市の取組

本市は、平成 17 年 5 月に旧東市来町、旧伊集院町、旧日吉町、旧吹上町 4 町が合併して新しい市として誕生しました。合併前の平成 17 年 3 月に旧 4 町では、それぞれ計画を策定していましたが、合併を受けて平成 18 年 3 月に旧 4 町の計画を統合した「日置市子育て支援計画」を策定し、総合的に施策を推進してきました。

(5) 計画策定の趣旨

本計画は、「安心して、自信を持ちながら子育てができ、親子の笑顔が溢れるまちづくり ～地域が子育てサポーターに～」を目指して、平成 18 年 3 月に策定した「日置市子育て支援計画」の後期計画として策定するものです。

2 計画の概要

(1) 計画の対象者

本計画は、子どもをはじめ、その家族及びその家庭を支える地域全体を対象とします。

なお、本計画における「子ども」は、18歳未満のすべての子どもを対象とします。

(2) 計画策定にあたっての基本的な視点

市町村行動計画の策定にあたっては、行動計画策定指針において「行動計画策定に関する基本的事項」として次の基本的視点が定められています。

子どもの視点

子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であることから、次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要です。

次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めることが必要です。

サービス利用者の視点

子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、多様な個別のニーズに対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要です。

社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働のもとに対策を進めていくことが必要です。

仕事と生活の調和の実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、国民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取組の1つであり、国及び地方自治体と企業等が連携し、自らの創意工夫の下に、地域の実情に応じた展開を図ることが必要です。

すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点及び、社会的養護を必要とする子どもの増加、子どもの抱える背景の多様化に対応し、社会的養護体制の質・量の整備、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点を踏まえた取組が必要です。

地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、様々な地域活動団体、民間事業者、主任児童委員等が活動するとともに、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者も多く、加えて豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要です。

サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めることが必要です。

地域特性の視点

人口構造や産業構造、更には社会資源の状況など地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、各地方公共団体が各々の特性を踏まえて主体的な取組を進めていくことが必要です。

(3) 計画に盛り込むべき事項

市町村行動計画に盛り込むべき事項として、行動計画策定指針では次の7分野が示されています。これらを踏まえつつ、市の実状に応じた施策を盛り込むとともに、利用者等のニーズを把握し、施策・事業の目標を可能な限り定量的に示すことが求められています。

地域における子育ての支援

母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進

子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子育てを支援する生活環境の整備

職業生活と家庭生活との両立の推進等

子ども等の安全の確保

要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

(4) 新たな対策の方向性

後期行動計画策定にあたっては、「仕事と生活の調和の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を両輪とした、新たな対策が求められています。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

「国民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」に向けて、次の3つの社会の実現を目指します。

- ・ 就労による経済的自立が可能な社会
- ・ 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
- ・ 多様な働き方・生き方が選択できる社会



そのためには職場の意識改革や職場風土の改革・働き方の改革が必要

包括的な次世代育成支援の枠組みの構築

今後の人口構造の変化に応じて、仕事と生活の調和を推進し、かつ、国民が希望する結婚や出産・子育ての実現を支えることに早急かつ戦略的な対応を図るために、次の3つの考え方で、給付・サービスを再構築するとともに、全国どの地域でも体系的に整備され、すべての子どもや子育て家庭に普遍的に提供される枠組みを構築します。

- ・ 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援
- ・ すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス
- ・ すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

3 計画の位置づけ

(1) 「第1次日置市総合計画」等との関係

本計画は、上位計画である第1次日置市総合計画に基づき、日置市の次世代育成支援策を総合的・一体的に進める分野計画のひとつとして位置づけます。

また、「日置市地域福祉計画」、「日置市男女共同参画基本計画」など関連計画との整合性を図ることとします。

(2) 鹿児島県との連携

本市は、次世代育成支援対策の事業実施にあたっては、総合的かつ効果的な推進を図るため、鹿児島県の次世代育成支援対策行動計画である「かごしま子ども未来プラン」及び次世代育成支援の各施策との連携を一層強化していきます。

(3) 法律上の位置づけ

本計画は、「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」第8条第1項に規定する日置市の「市町村行動計画」です。

また、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）に基づく「保育計画」、「母子及び寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づく「母子家庭及び寡婦自立促進計画」及び「母子保健計画の策定について」（平成8年5月1日児母第20号厚生省児童家庭局母子保健課長通知）に基づく「母子保健計画」を含むものとします。

4 計画期間

次世代育成支援対策推進法では、計画期間を10年間としており、平成17年度から平成21年度までの5年を前期計画期間、その後、平成22年度から平成26年度までの5年を後期計画期間としています。

本計画は、この後期計画となるものです。

平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
前期行動計画期間									
				見直し	後期行動計画期間				

5 計画策定体制と経緯等

(1) 「日置市次世代育成支援対策地域協議会」の設置

本計画の策定にあたっては、子育て中の母親、保育教育関係者、保健医療福祉関係者、各種団体関係者、学識経験者を含む17名で構成する「日置市次世代育成支援対策地域協議会」(以下「地域協議会」という。)を設置し、協議を行いました。

(2) 行政機関内部の体制

本市では、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、「日置市次世代育成支援対策推進本部」を設置し、全庁的な体制の下に、行動計画策定を進めました。

(3) アンケートの実施

本計画の策定にあたり、本市における子育ての状況や、保育サービス等のニーズ、行政への意見・要望等を把握するため、就学前児童、小学校児童のいる1,000世帯を対象とした「次世代育成支援に関するニーズ調査」を実施しました。

(4) パブリック・コメントの実施

市民からの意見や要望を求めるため、パブリック・コメントを実施し計画に反映しました。

6 ニーズ調査の概要

(1) 調査の目的

「次世代育成支援に関するニーズ調査」は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項に基づく、平成22年度からの後期行動計画策定に向けて、市民の子育てに関する生活実態や要望・意見等を把握することを目的に実施しました。

(2) 調査の概要

調査時期

- ・平成21年2月

調査の対象者

- ・平成20年4月1日現在、日置市在住の就学前児童(0～5歳)及び小学校児童(6～8歳)の保護者

調査方法

- ・郵送による調査票の配布及び回収

回収状況

調査件数	回収件数	回収率	無効回答件数	有効回答件数	有効回答率
1,000件	748件	74.8%	90件	658件	88.0% (65.8%)

()内は調査件数全体に対する有効回答率

無効回答内訳

白紙回答	4件
年齢無効回答	16件
家庭類型無効回答	70件

家庭類型とは、国の「行動計画策定指針」で示されている、保護者の働き方の組み合わせごとに家庭を分類したものです。

第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

1 少子化の動向

(1) 人口の推移

鹿児島県年齢別推計人口調査結果による平成20年10月1日現在の本市の総人口は、51,238人となっています。このうち、15歳未満の年少人口は、6,849人で、総人口の13.1%となっています。

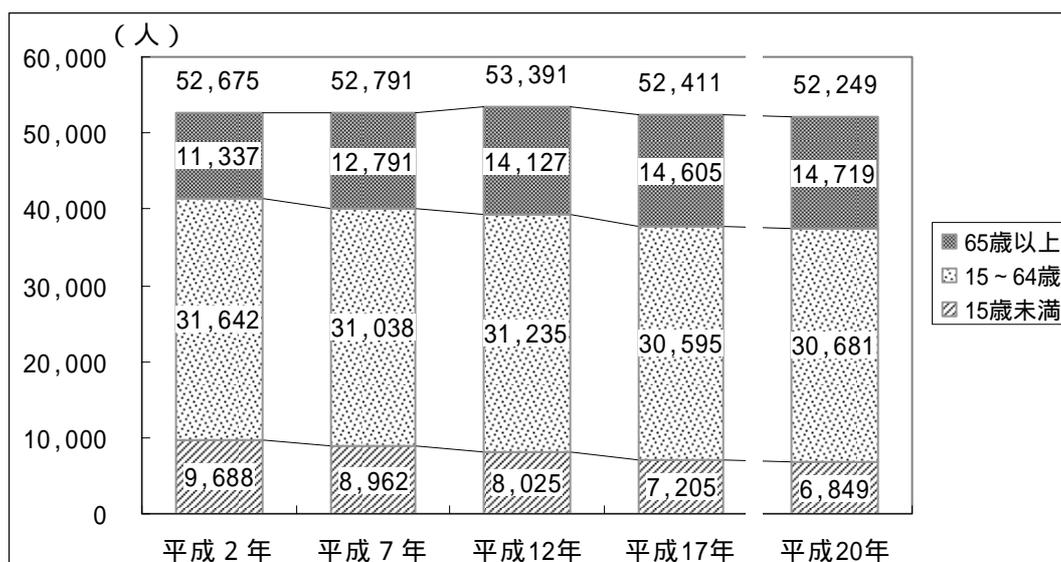
また、15歳以上65歳未満の生産年齢人口は、30,681人で58.7%、65歳以上の老年人口は14,719人で28.2%となっています。

総人口に占める15歳未満の年少人口の割合は、平成2年から平成20年までの18年間で、約5ポイント減少しています。一方で65歳以上の老年人口の割合は、約7ポイント増加しており、少子高齢化が進行しています。

人口推移と少子化動向（年齢3区分）

（単位：人）

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成20年
総人口	52,675	52,791	53,391	52,411	52,249
15歳未満	9,688 (18.4%)	8,962 (17.0%)	8,025 (15.0%)	7,205 (13.7%)	6,849 (13.1%)
15～64歳	31,642 (60.1%)	31,038 (58.8%)	31,235 (58.5%)	30,595 (58.4%)	30,681 (58.7%)
65歳以上	11,337 (21.5%)	12,791 (24.2%)	14,127 (26.5%)	14,605 (27.9%)	14,719 (28.2%)



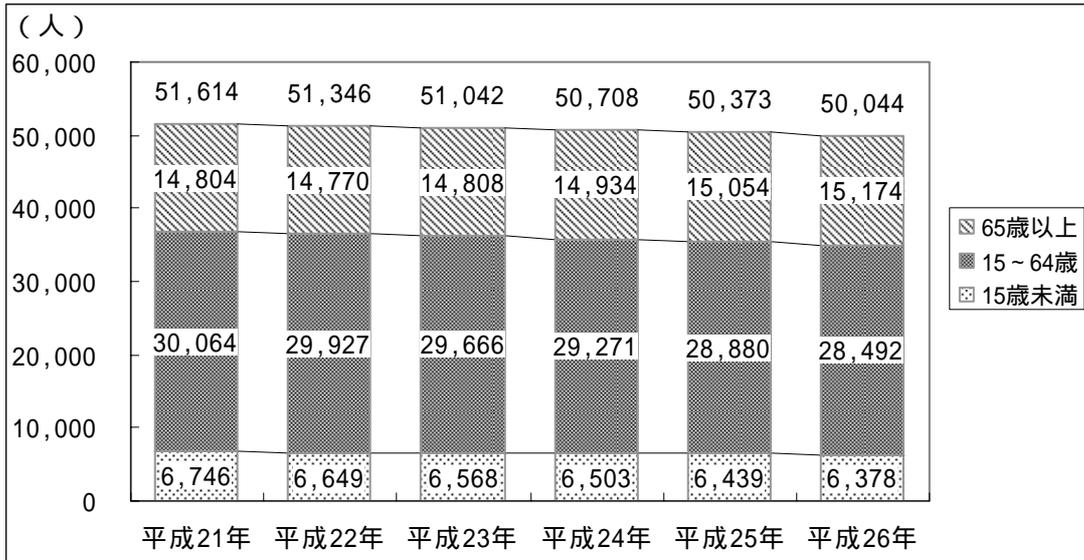
資料：平成2～17年は国勢調査（旧4町の合算値）、平成20年は住民基本台帳（4月1日現在）
 （注）小数点以下の処理の都合、年齢不詳者の数により各項目の和と総人口が一致しない場合があります。

(2) 将来人口の推計

本市の人口は減少傾向にあり、平成26年の推計人口は、平成21年よりも1,570人少ない50,044人になると予想されます。

また、平成26年の児童人口(0歳～8歳)は、平成21年よりも128人少ない3,553人となることが予測されます。

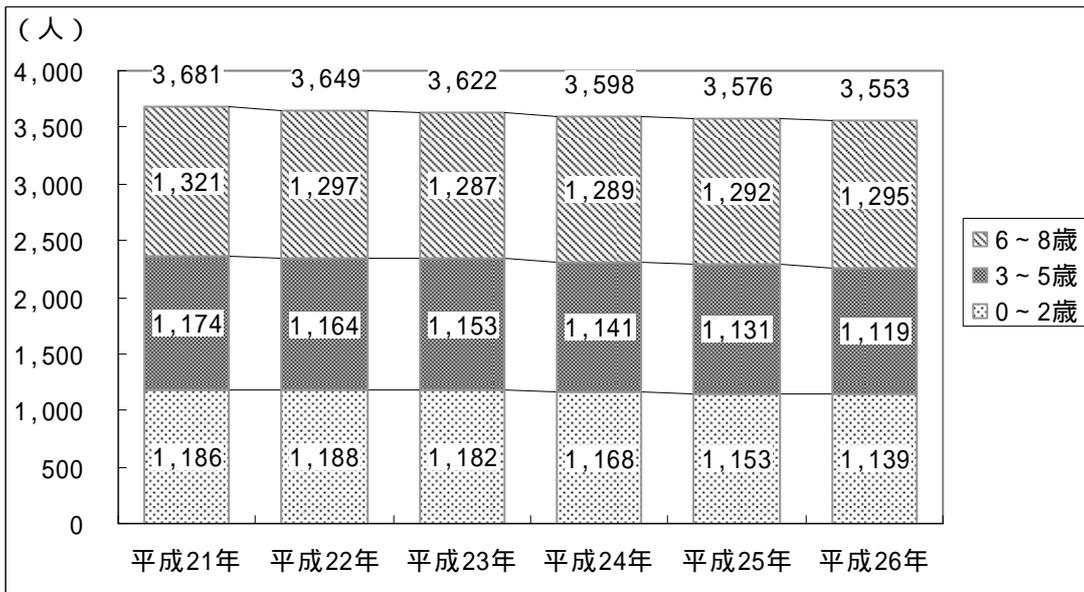
将来人口推計(総人口及び年齢3区分人口)



資料：平成21年は住民基本台帳人口(4月1日現在)

(注)平成12年、平成17年の国勢調査を基にコーホート変化率法及び婦人子ども比を用い本計画のために独自推計

児童人口推計(0歳～8歳)



資料：平成21年は住民基本台帳人口(4月1日現在)

(注)平成12年、平成17年の国勢調査を基にコーホート変化率法及び婦人子ども比を用い本計画のために独自推計

(3) 出生の動向

人口千人あたりの出生率は、平成16年以降上昇傾向にあり、平成19年では7.7となっています。しかしながら、国や県と比較すると低い水準が続いています。

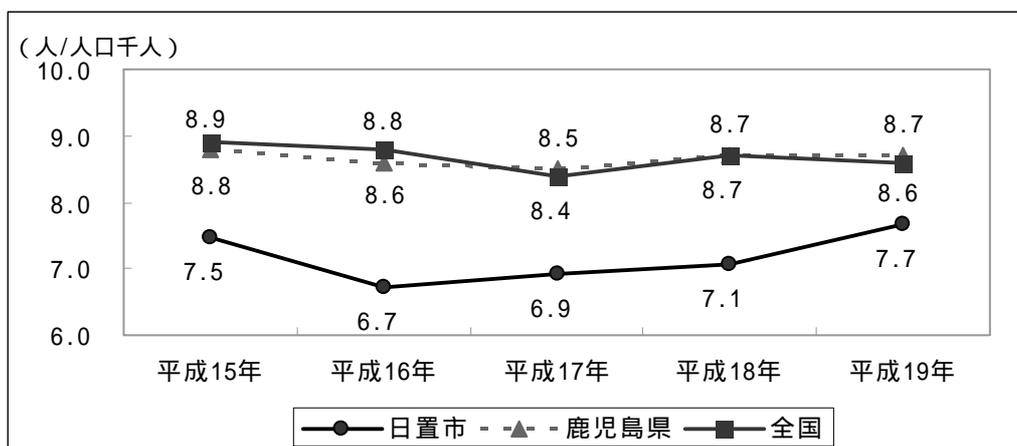
また、1人の女性が生涯に生む子どもの数を示す合計特殊出生率は、平成15年に1.52であったものが、平成19年では1.58と上昇していますが、人口を維持するのに必要とされる2.08を下回っており、少子化傾向が続いています。

出生数・率の推移

区 分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
出生数(人)	397	355	363	367	395
出生率(人/人口千人)	7.5	6.7	6.9	7.1	7.7

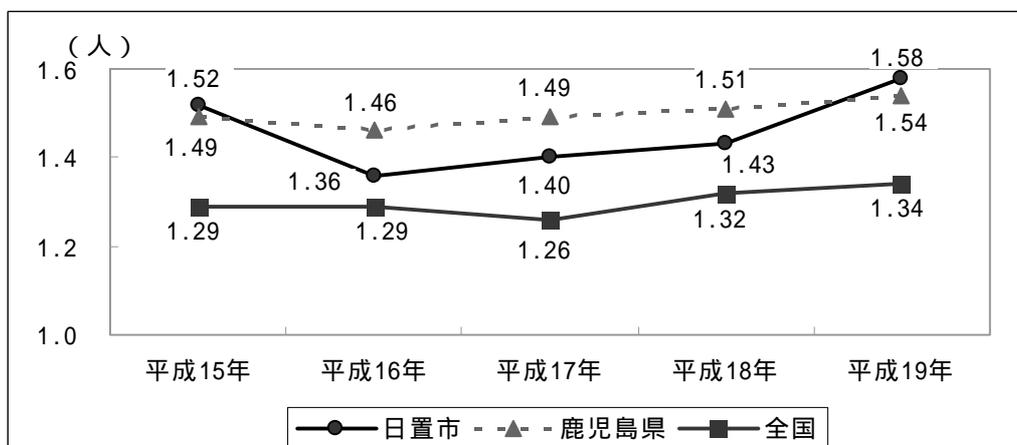
資料：人口動態統計(平成17年以前は旧4町の合算値)

出生率の推移



(注) 出生率：人口千人あたりの出生数

合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計

(注1) 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの。

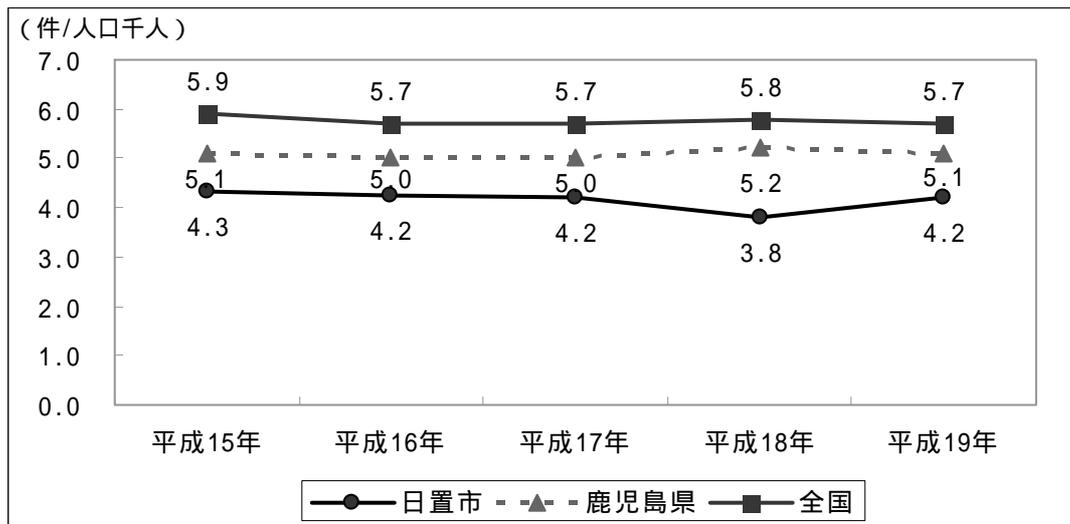
(注2) 日置市の値は母の年齢5歳階級毎の出生児数(人口動態統計)と5歳階級毎の女子人口数(各年10月1日現在)を用いて算出。

(4) 婚姻、離婚の動向

婚姻率は、平成19年では4.2となっており、ここ5年間、国、県より低い水準で推移しています。

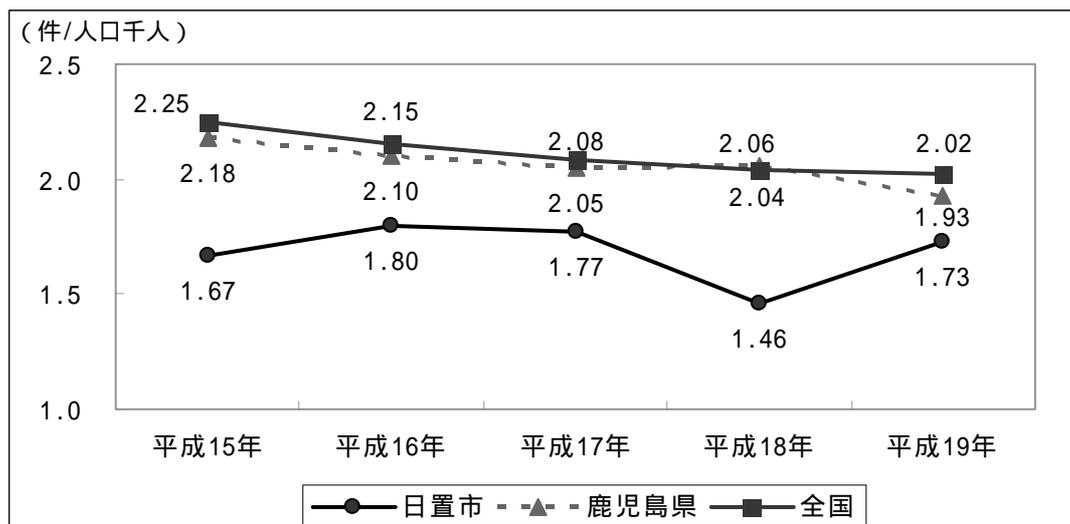
また、離婚率は、平成15年の1.67から平成19年では1.73と上昇していますが、国、県よりは低い水準となっています。

婚姻率の推移



資料：人口動態統計（平成17年以前は旧4町の合算値）

離婚率の推移



資料：人口動態統計（平成17年以前は旧4町の合算値）

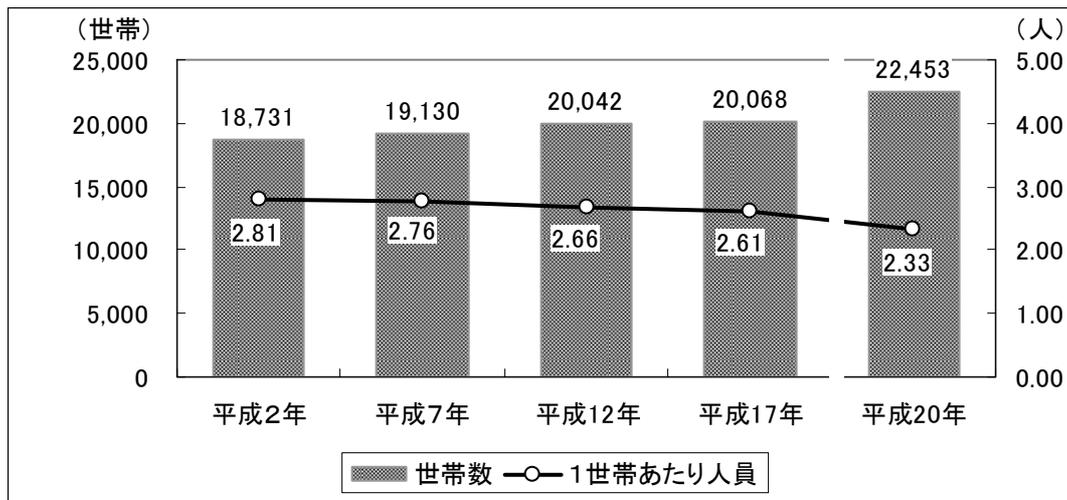
(注) 婚姻率・離婚率：人口千人あたりの婚姻数・離婚数

2 世帯の状況

(1) 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

世帯数は、増加傾向にあり、平成20年では22,453世帯で平成2年から3,722世帯の増加となっています。一方、1世帯あたり人員は、減少傾向となっており、平成20年では2.33人で核家族化が進行していることが伺えます。

世帯数及び1世帯あたり人員の推移



資料：平成2～17年は国勢調査(旧4町の合算値)、平成20年は住民基本台帳(4月1日現在)

(3) 6歳未満の親族のいる一般世帯の推移

6歳未満の親族のいる世帯は平成17年現在、1,804世帯で世帯人員は7,411人、1世帯あたり4.1人となっています。また、6歳未満親族人員は2,465人で1世帯あたりの6歳未満人員は、1.4人となっています。

6歳未満の親族のいる一般世帯の推移

(単位：世帯、人)

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
世帯人員	9,907	8,759	8,082	7,411
6歳未満親族人員	3,263	2,840	2,641	2,465
世帯数	2,237	1,993	1,923	1,804
世帯あたり人員	4.4	4.4	4.2	4.1
世帯あたりの6歳未満人員	1.5	1.4	1.4	1.4

資料：国勢調査（旧4町の合算値）

(4) 18歳未満の親族のいる一般世帯の推移

18歳未満の親族のいる世帯は平成17年現在、4,816世帯で世帯人員は19,929人、1世帯あたり4.1人となっています。また、18歳未満親族人員は8,958人で1世帯あたりの18歳未満人員は、1.9人となっています。

18歳未満の親族のいる一般世帯の推移

(単位：世帯、人)

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
世帯人員	25,470	23,865	22,204	19,929
18歳未満親族人員	11,687	10,946	10,098	8,958
世帯数	5,868	5,507	5,252	4,816
世帯あたり人員	4.3	4.3	4.2	4.1
世帯あたりの18歳未満人員	2.0	2.0	1.9	1.9

資料：国勢調査（旧4町の合算値）

(4) 母子・父子世帯の推移

本市におけるひとり親世帯の推移は以下のとおりとなっています。

母子世帯の推移

(単位：世帯、人)

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
母子世帯	183	177	222	281
母子世帯人員	509	490	627	783
世帯あたり人員	2.8	2.8	2.8	2.8
一般世帯数	18,669	19,078	19,962	19,989
母子世帯の割合	1.0%	0.9%	1.1%	1.4%

資料：国勢調査（旧4町の合算値）

父子世帯の推移

(単位：世帯、人)

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
父子世帯	43	40	61	39
父子世帯人員	113	114	157	109
世帯あたり人員	2.6	2.9	2.6	2.8
一般世帯数	18,669	19,078	19,962	19,989
父子世帯の割合	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%

資料：国勢調査（旧4町の合算値）

3 就労の状況

(1) 就労の状況

本市の平成 17 年における全就業者数は 23,952 人で、就業率は 53.0% となっており、男女別では、男性が 64.3%、女性が 43.5% となっています。

また、就業率の推移をみると、男性は減少、女性は横ばい傾向にあります。

男女別就業率

(単位：人、%)

区分	平成 7 年			平成 12 年			平成 17 年		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
15 歳以上人口	43,829	19,945	23,884	45,362	20,616	24,746	45,200	20,629	24,571
就業者数	24,310	13,922	10,388	24,302	13,758	10,544	23,952	13,255	10,697
就業率	55.5%	69.8%	43.5%	53.6%	66.7%	42.6%	53.0%	64.3%	43.5%

資料：国勢調査（旧 4 町の合算値）

(2) 産業・雇用の状況

産業別にみると、第 1 次産業、第 2 次産業の減少から第 3 次産業の増加へと職種の変動がみられます。

産業別就業者数

区分	平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	人	%	人	%	人	%
15 歳以上人口	43,829	-	45,362	-	45,200	-
就業者数	24,310	55.5	24,302	53.6	23,952	53.0
第 1 次産業	3,704	15.2	2,551	10.5	2,716	11.3
農業	3,435	14.1	2,351	9.7	2,523	10.5
その他	269	1.1	200	0.8	193	0.8
第 2 次産業	7,359	30.3	7,444	30.6	6,182	25.8
製造業	4,384	18.0	4,431	18.2	3,689	15.4
その他	2,975	12.2	3,013	12.4	2,493	10.4
第 3 次産業	13,224	54.4	14,301	58.8	15,034	62.8
サービス業	6,197	25.5	6,888	28.3	8,157	34.1
その他	7,027	28.9	7,413	30.5	6,877	28.7
分類不能	23	0.1	6	0.0	20	0.1

資料：国勢調査（旧 4 町の合算値）

4 保育サービスの状況

(1) 保育園(所)の状況

保育所入所児童数の推移

年度	施設数 (箇所)	定員 (人)	児童数		
			総数	3歳未満	3歳以上
平成17年度	20	1010	989	315	674
平成18年度	20	995	955	308	647
平成19年度	20	995	914	288	626
平成20年度	20	980	910	320	590
平成21年度	20	970	949	338	611

資料：福祉事務所資料（各年度4月1日現在）

(2) 幼稚園の状況

園児数の推移

年度	幼稚園数 (箇所)	定員 (人)	園児数 (人)
平成17年度	8	770	430
平成18年度	8	770	408
平成19年度	7	700	375
平成20年度	7	700	385
平成21年度	7	700	400

資料：教育委員会資料（各年度4月1日現在）

(3) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブの利用状況

(単位：箇所、人)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
施設数	13	13	13	13	13
登録児童数 (1~3年生)	402	432	424	448	402

資料：平成17年度...次世代育成支援対策調査

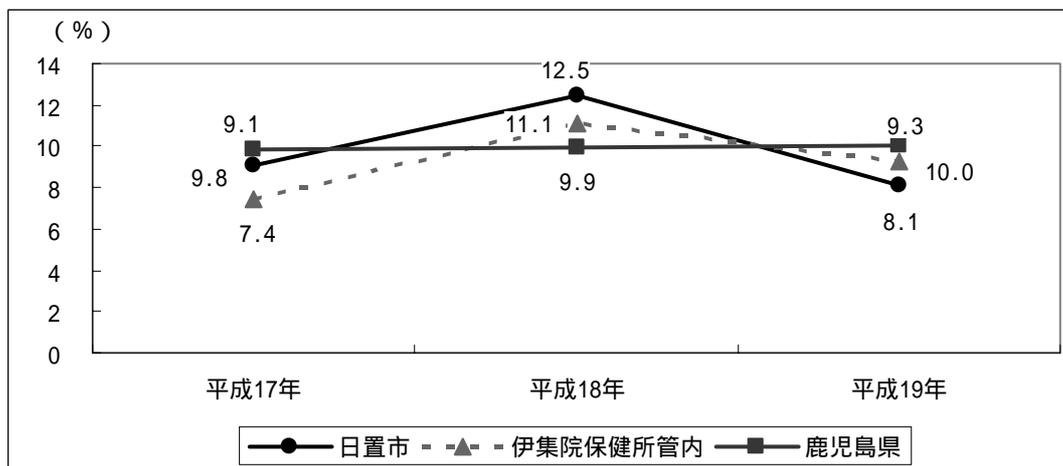
平成18年度以降...放課後児童健全育成事業実施状況調査

5 母子保健に関する状況

(1) 低出生体重児の出生割合

低出生体重児の出生割合は以下のとおりとなっています。

低出生体重児の出生割合

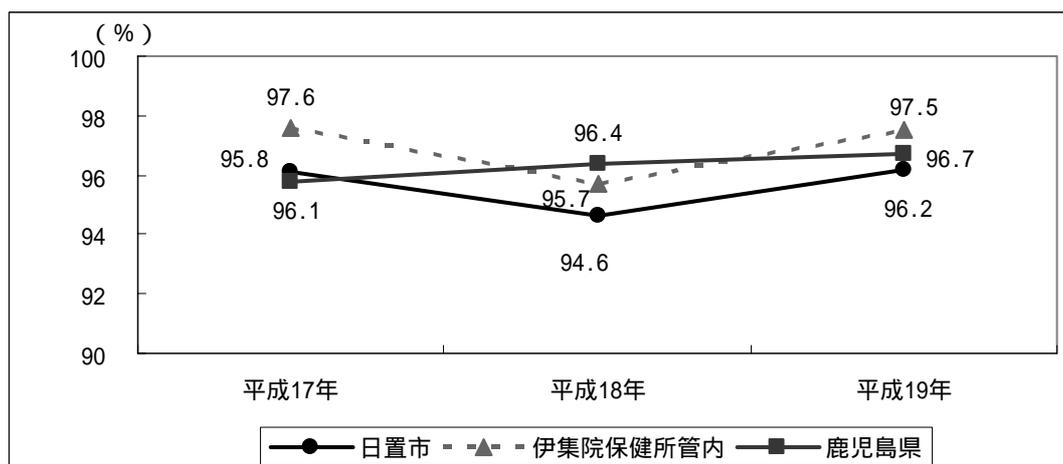


資料：衛生統計年報

(2) 乳児（3～4か月児）健康診査受診率

乳児（3～4か月児）健康診査受診率の推移は以下のとおりとなっています。

乳児（3～4か月児）健康診査受診率

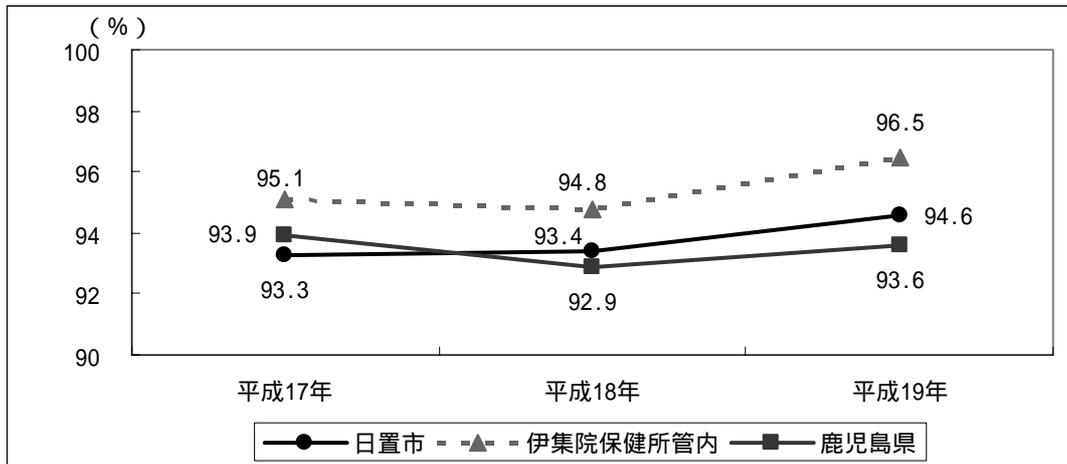


資料：鹿児島県の母子保健

(3) 1歳6か月児健康診査受診率

1歳6か月児健康診査受診率の推移は以下のとおりとなっています。

1歳6か月児健康診査受診率

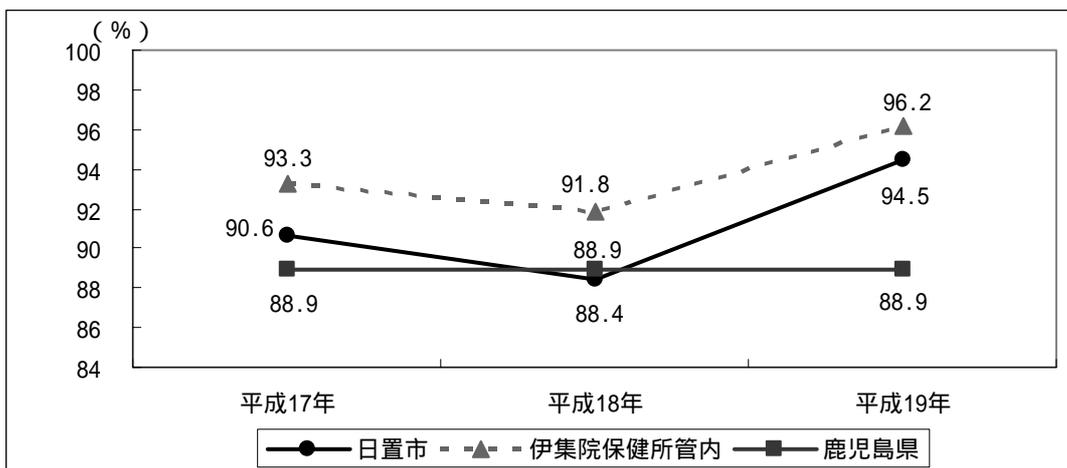


資料：鹿児島県の母子保健

(4) 3歳児健康診査受診率

3歳児健康診査受診率の推移は以下のとおりとなっています。

3歳児健康診査受診率

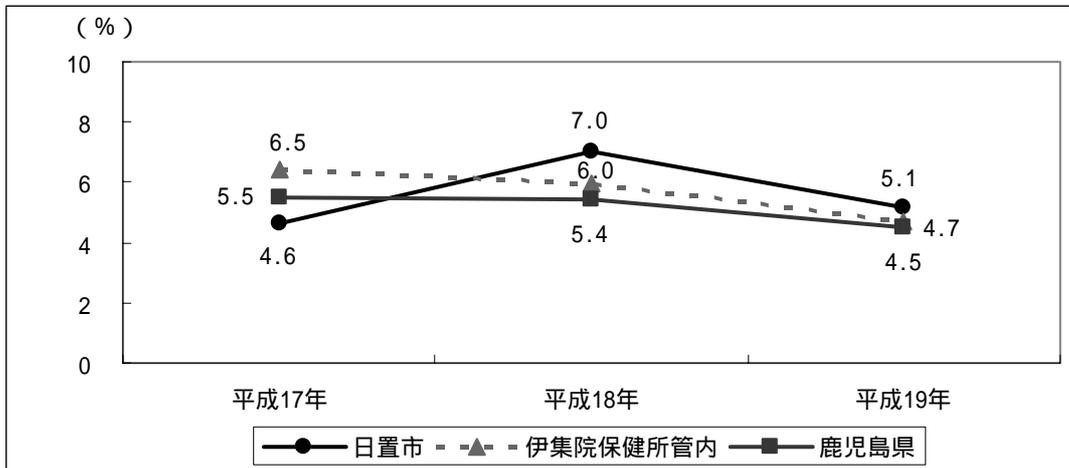


資料：鹿児島県の母子保健

(5) 1歳6か月児むし歯有病者率

1歳6か月児むし歯有病者率の推移は以下のとおりとなっています。

1歳6か月児むし歯有病者率

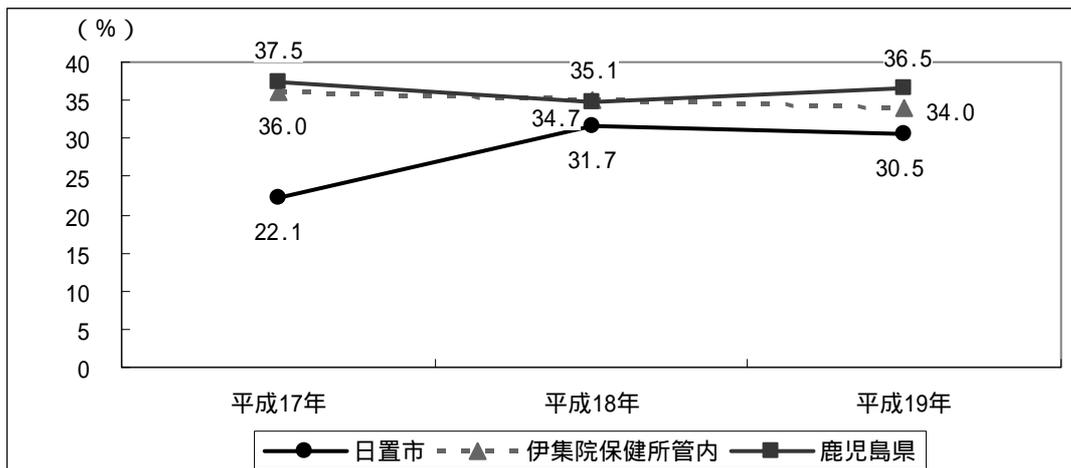


資料：鹿児島県の母子保健

(6) 3歳児むし歯有病者率

3歳児むし歯有病者率の推移は以下のとおりとなっています。

3歳児むし歯有病者率



資料：鹿児島県の母子保健

(7) 予防接種受診状況

予防接種受診状況は以下のとおりとなっています。

予防接種実施状況

(単位：%)

区 分	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
三種混合(1 期初回)	86.0	66.6	63.6	62.7
ポリオ	89.0	64.8	71.3	78.7
風疹(幼児)	71.7	87.2	84.9	87.6
麻疹(幼児)	68.9	84.4	85.0	87.8
日本脳炎(初回)	65.5	0	0.6	1.9
B C G (参考)	98.0	99.5	98.9	99.7

資料：健康保険課調べ

日本脳炎は、ワクチン接種後重症 ADEM（急性散在性脳脊髄炎）を発生した事例があったため、積極的勧奨を行わないようにしたため、平成 18 年から減少。

(8) 育児相談実施状況

育児相談実施状況は以下のとおりとなっています。

育児相談実施状況

(単位：回、人)

区 分	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
相談実施回数	-	48	48	60
参加延人数	565	808	873	684

資料：健康保険課調べ

第3章 計画の基本構想

第3章 計画の基本構想

1 基本理念

(1) 基本理念

次世代育成支援対策推進法における基本理念は、「次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない」と定められています。

このことを踏まえて、前期計画では、「安心して、自信を持ちながら子育てができ、親子の笑顔が溢れるまちづくり ～地域が子育てサポーターに～」を基本理念として設定しました。

後期計画においても、この基本理念を継承するとともに、前期計画との継続性並びに整合性を確保しながら、次世代育成支援対策を推進することとします。

基本理念

安心して、自信を持ちながら子育てができ、

親子の笑顔が溢れるまちづくり

～地域が子育てサポーターに～

(2) 基本方針

基本理念に基づいて、子ども、親（家庭）、地域がそれぞれの責任を認識し、子育て支援の意義について理解が深められるよう、前期計画で掲げた3つの基本方針を後期計画においても踏襲し、次世代育成支援対策を総合的に推進します。

1 子育てしている家庭のために

家庭での育児や施設での養育等、子育てをする人に対して、母子保健事業や小児医療に関する事業を含む、様々な子育て支援サービスの充実を図っていきます。

2 働きながら子どもを育てている人のために

働きながら子どもを育てている人のために、多様で弾力的な保育サービスの充実を図っていきます。さらに、子育て家庭に配慮した企業の取組が促進されるよう企業への働きかけにも取り組んでいきます。

3 次世代を育む親となるために

次代の担い手である子どもたちが、その成長とともに豊かな心と体を育んでいくために「次代の親」として育成し、親自身が学び育つことができるようにするために地域社会の環境整備を進めていきます。

2 施策の体系

〔基本的施策〕	〔施策目標〕	〔事業〕
1 地域における子育て支援	(1) 地域における子育て支援サービスの充実	1 ~ 16
	(2) 保育サービスの充実	17 ~ 22
	(3) 子育て支援のネットワークづくり	23 ~ 27
	(4) 児童の健全育成	28 ~ 38
2 母性と乳幼児の健康の確保と増進	(1) 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保	39 ~ 40
	(2) 子どもの心身の健やかな発達支援と育児不安の軽減	41 ~ 48
	(3) 「食育」の推進	49 ~ 50
	(4) 思春期における子どもの健全育成	51 ~ 57
	(5) 小児保健水準の維持向上	58
3 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境	(1) 次代の親の育成	59 ~ 60
	(2) 子どもに生きる力をはぐくむ学校の教育環境	61 ~ 71
	(3) 家庭や地域の教育力の向上	72 ~ 77
	(4) 子どもを取り巻く有害環境防止対策の推進	78 ~ 80
4 子育てを支援する生活環境	(1) 良質な住宅の確保	81
	(2) 良好な居住環境の確保	82 ~ 83
	(3) 安全な道路交通環境の整備	84 ~ 86
	(4) 安心して外出できる環境の整備	87 ~ 88
	(5) 安全・安心まちづくりの推進	89 ~ 90
5 職業生活と家庭生活との両立の推進等	(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	91 ~ 92
	(2) 仕事と子育ての両立の推進	93

6 子どもの安全確保	(1)子どもの交通安全を確保するための活動	94 ~ 95
	(2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動	96 ~ 99
7 児童虐待防止対策の充実	(1)児童虐待防止対策	100 ~ 107
8 ひとり親家庭等の自立支援の促進	(1)ひとり親家庭等の自立支援	108 ~ 116
9 障害のある子どもへの支援	(1)障害児施策の充実	117 ~ 136

第4章 具体的な支援・施策

第4章 具体的な支援・施策

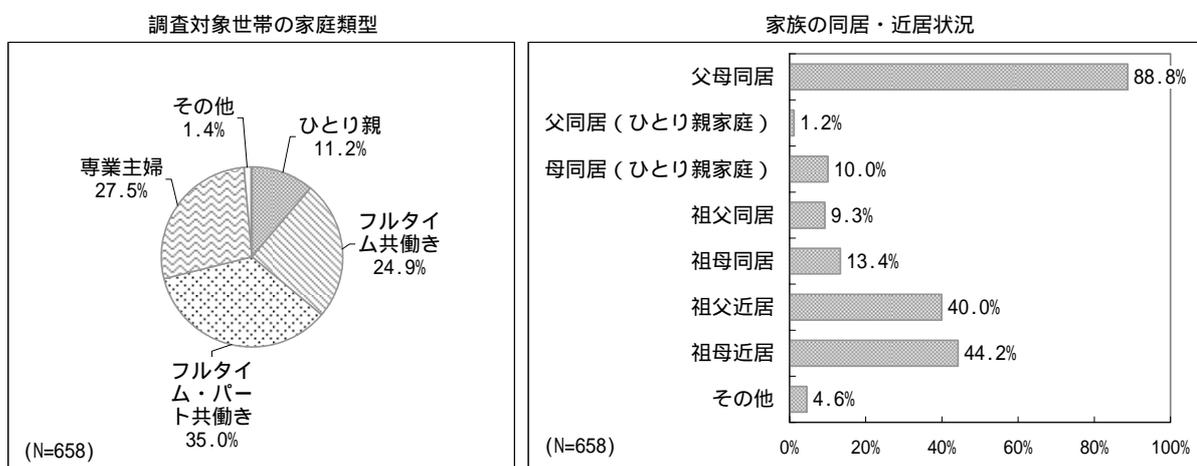
1 地域における子育て支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

現状・課題

少子化及び核家族化等の進行により、地域と子育て家庭のつながりは弱くなり、子育て家庭が社会から孤立する状況があると考えられます。

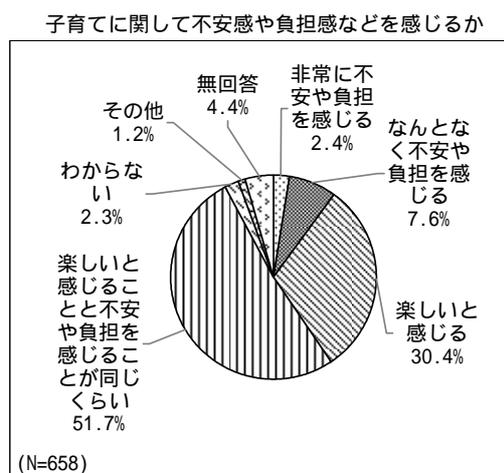
ニーズ調査結果をみると、共働き世帯が 59.9%で過半数を占めています。また、祖父母との同居・近居状況をみると、祖父母の近居が約 4 割であるのに対し、同居は約 1 割となっており、近居はしているものの、核家族世帯が多いと考えられます。



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

子育てに関して不安感や負担感などを感じるか、という設問では、「楽しいと感じることと不安や負担を感じる事が同じくらい」とした回答が 51.7%で最も高くなっています。

また、「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」を合わせると、約 1 割の方は子育てにおいて強く不安や負担を感じていることが伺えます。



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

保護者が家にいて子どもの面倒をみている家庭においても、保護者に急な用事が生じた場合、また、育児疲れからのリフレッシュのために、一時的に子どもを預けたい状況が生じる場合があります。

これらの状況を視野に入れた、誰もが必要な時に安心して利用できる柔軟な子育て支援サービスの充実が必要です。

施策の方向

次代を担う子どもたちと、すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスや、相談体制・情報提供体制の充実を図ります。

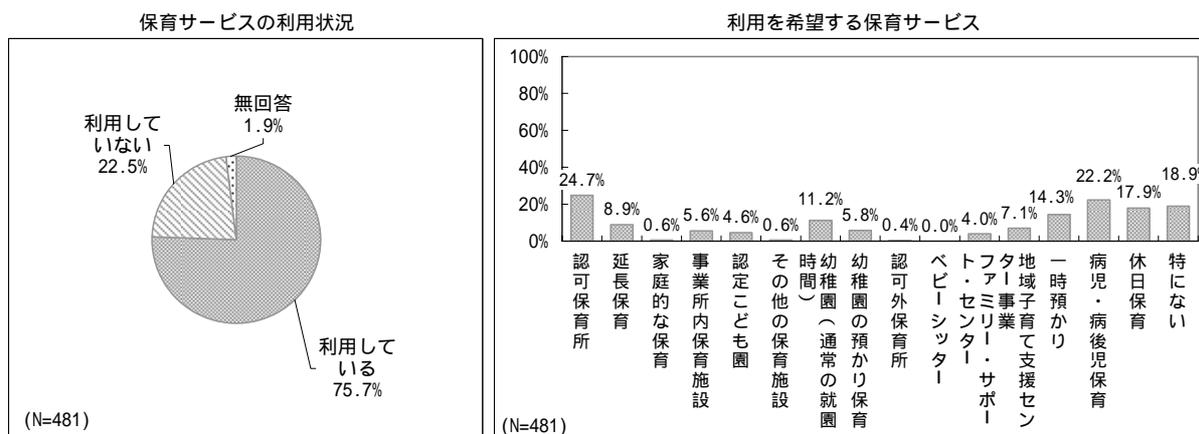
	事業名 【担当課】	事業概要・現状（平成20年度）	平成26年度までの方向性・目標値
1	放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ） 【福祉課】	主に小学校1～3年生までの児童に対し保護者が労働等により昼間家庭にいないものに放課後施設を利用して適切な遊びや生活の場を与え児童の健全育成を図る。 実施箇所：13箇所	実施箇所： 13箇所
2	一時預かり事業 【福祉課】	保育の実施の対象とならない就学前児童で保護者の疾病、入院、災害、事故、育児等に伴う心理的、肉体的負担の解消を図るための一時的な保育を実施するなど需要に応じた保育サービスの提供により児童福祉の推進を図る。 実施箇所：17箇所	実施箇所： 20箇所 （全保育園で 取り組む）
3	地域子育て支援センター 【福祉課】	子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるよう、育児不安等についての相談指導や子育てサークル等の育成・支援に努める。また、母親だけでなく、父親に対する積極的な参加を促していく。さらに、子育て支援センターを拠点とした子育てボランティアの育成に努めていく。 実施箇所：4箇所	実施箇所： 4箇所 （各地域1箇所 設置を継続）
4	妊産婦・新生児訪問指導 【健康保険課】	助産師や母子保健推進員と連携し、妊婦に対する出産準備のための教育や産後の適切なアドバイス等の充実を図る。	希望された方 への訪問の実 施
5	こんにちは赤ちゃん事業 【健康保険課】	生後4か月未満の乳児を対象に、母子保健推進員が家庭訪問を行い、母子の状況確認や相談役として関わるとともに、必要な事項に関しては市へ報告を行い今後の対応を検討していく。	全戸訪問
6	育児支援家庭訪問事業 【健康保険課】	子どもがいる家庭のうち、子どもの育ちや母親の心身の状態などで育児ストレスや不安があり、支援が必要な家庭に対し保健師や助産師が訪問を行い、子育てをサポートしていく。	育児支援家庭 訪問対象者に 対し、100%の 訪問支援の実 施
7	病児・病後児保育事業 【福祉課】	「病気回復期」にあり、集団保育等が困難な児童で保護者の勤務の都合、疾病など社会的にやむを得ない事情により家庭で育児を行うことが困難な場合、当該児童を保育し、保護者の子育てと就労の両立を支援する。また本事業の周知を図りながら、児童の健全育成を図る。 実施箇所：2箇所	実施箇所： 2箇所

	事業名 【担当課】	事業概要・現状（平成20年度）	平成26年度までの方向性・目標値
8	母子相談 【健康保険課】	相談日を設定し、「育児不安の軽減」「発育発達支援」「母乳育児の推進」「食育の推進」「お口の健康づくり」を目指し、保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士が、専門的な視点で、適切な相談対応・アドバイスを行う。また、必要時には電話等で保護者の育児への不安軽減を図るとともに、子育てに自信と喜びがもてるよう支援していく。	・電話相談対応の継続 ・定例の母子相談の継続（月1～2回）
9	子育てに関する情報提供 【健康保険課】 【福祉課】	子どもの年齢に応じて必要な情報誌やチラシ等を配布し、子育てを支援する。また、保護者から健診時等に情報誌やチラシについて意見を収集し、情報の内容や提供体制の充実を図っていく。	平成22年度から配布
10	妊婦教室 【健康保険課】	妊娠期からの子育て支援として「出産・育児の不安軽減」「母乳育児の推進」「食育の推進」「お口の健康づくり」「夫の育児協力の推進」などを目指し、保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士が教室スタッフとして専門的なアドバイスを行いながら実施していく。	・妊婦教室の開催継続 ・妊娠・出産時の満足度の維持（現在84%）
11	親子教室 【健康保険課】	子育て支援センター等との連携のもと、「育児不安の軽減」「仲間づくり」「発育発達支援」「母乳育児の推進」「食育の推進」「お口の健康づくり」を目指し、保育士・保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士が教室スタッフとして専門的なアドバイスを行いながら実施していく。	子育て支援センターと連携した親子教室の開催継続（月1回）
12	父親同士の交流の場の確保 【社会教育課】	子育てについての研修の場として、家庭教育学級での「父親セミナー」の実施や「おやじの会」等の推進・充実を図る。	全小中学校（26校）で実施
13	子育て講座の実施 【福祉課】	乳幼児期の子どもの成長に関わる正しい知識や親の役割、家庭環境づくりなど子育てに関する学習機会の提供に努める。	各子育て支援センターで年1回実施
14	母子保健推進員活動 【健康保険課】	地域に根ざした活動が行えるよう育児支援についての研修会等を実施し、資質の向上に努めるとともに、地域住民に子育て応援隊の存在・役割を知ってもらうため、健診などの場を通じて広く周知する。	・資質向上のための研修実施 ・母子健康手帳交付や健診を利用した周知の継続 ・2年に1回の推進員の公募
15	保育園・幼稚園の巡回訪問 【健康保険課】	市内の保育園・幼稚園を保健師が訪問し、乳幼児健診未受診児の状況確認及び健診受診後の状況確認を行い、子どもたちへの支援について保育士等と一緒に考えていくことで、子どもやその保護者に対し統一した支援を行う。	市内の保育園・幼稚園への巡回訪問の継続
16	子ども支援センター 【学校教育課】 【健康保険課】 【福祉課】	教育相談員、家庭相談員、カウンセラー等による相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携に努める。	今後も継続して相談体制の充実を図る。

(2) 保育サービスの充実

現状・課題

女性の就業率の上昇や就労形態の多様化、また、育児休業制度の充実等により出産後も就労を継続する女性が増加しており、全国的に保育ニーズが増大しているといわれています。安心して仕事と子育てができる社会を目指すには、家庭や地域における支援体制の充実とともに、多様なニーズに応じた、広く住民が利用しやすい保育サービスを提供できる環境の整備が必要です。



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

ニーズ調査によると、就学前児童の保護者の75.7%が何らかの保育サービスを利用しており、今後の利用希望については、「認可保育所」が24.7%で最も高く、次いで「病児・病後児保育」が22.2%、「休日保育」が17.9%となっています。

保育サービスは、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備することが大切です。様々なライフスタイルに対応した、休日保育や延長保育等の特別保育事業や、その他の保育サービスの充実を図る必要があります。

施策の方向

子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえて、保育サービスの提供体制を整備します。また、多様な保育ニーズに対応して、広く住民が利用しやすい保育サービスを提供するとともに、積極的な情報提供に努めます。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状（平成20年度）	平成26年度までの方向性・目標値
17	保育所の計画的整備 【福祉課】	地区による児童数の格差を是正するよう、各地区で一律したサービスが提供されるように計画的な保育所の整備を図る。	市内保育園の入所状況・施設の老朽度を踏まえて整備計画を見直し、計画的な整備を行う。
18	休日保育 【福祉課】	休日の出勤や冠婚葬祭のほか、育児疲れなどの理由でも利用できるよう、柔軟な対応で環境を整備する。	実施箇所： 1箇所
19	延長保育 【福祉課】	就労形態の多様化に伴い、親子の接する時間の減少等を配慮しながら、さらなる延長保育の充実を図っていく。	実施箇所： 20箇所 （全保育園で取り組む）
7	病児・病後児保育事業 （再掲） 【福祉課】	「病気回復期」にあり、集団保育等が困難な児童で保護者の勤務の都合、疾病など社会的にやむを得ない事情により家庭で育児を行うことが困難な場合、当該児童を保育し、保護者の子育てと就労の両立を支援する。また本事業の周知を図りながら、児童の健全育成を図る。 実施箇所：2箇所	実施箇所： 2箇所
20	保育所での地域活動の充実 【福祉課】	多様化する保育ニーズに積極的に対応するとともに、地域に開かれた地域資源として保育所の専門的機能を住民のために活用していく。	実施箇所： 20箇所 （全保育園で取り組む）
21	障害児保育 【福祉課】	今後も適切な環境のもとで、他の子どもとの集団生活を通して健全な発達が行われるよう、障害のある子どもの福祉の増進を図る。	障害児保育を行うために保育士を加配した保育所への補助制度の継続。
22	保育サービスに関する情報提供 【福祉課】	利用者に保育サービスの現状を把握してもらうため、また、利用者の選択性を高めるために、広報誌やしおり及び市のホームページによる保育サービスに関する各種の情報提供を進める。	平成22年度中に、情報提供の手法や項目について検討し、平成23年度実施。

(3) 子育て支援のネットワークづくり

現状・課題

少子化、都市化、情報化など、家庭や地域を取り巻く社会状況の様々な変化とともに、人々の意識やライフスタイルが変化し、これまでの地域の中での「つながり」も希薄になっています。子育ての不安感や負担感を増大させている原因としては、その「つながり」が希薄になっていることも要因と考えられます。

ニーズ調査によると、子育てに関する悩みや不安の相談相手について、「相談すべきことはない」とした回答が23.3%で最も高く、相談相手としては「配偶者・パートナー」とした回答が17.0%、「その他の親族(親・兄弟など)」が6.1%となっています。

一方、「どこに相談すればいいかわからない」とした回答は2.9%、「相談相手がいない」は0.6%となっており、相談相手について不安を抱えている子育て家庭の存在も伺えます。

子育てに関する悩みや不安の相談相手について (N=658)

回答	人数	構成比
配偶者・パートナー	112	17.0%
その他の親族(親・兄弟など)	40	6.1%
隣近所の人, 地域の知人, 友人	21	3.2%
職場の人	13	2.0%
保育所, 幼稚園, 学校の保護者の仲間	15	2.3%
育児サークルの仲間	2	0.3%
保育士, 幼稚園の先生, 学校の先生	26	4.0%
医師・保健師・看護師・助産師・栄養士など	2	0.3%
母子保健推進員	1	0.2%
家庭児童相談員	0	0.0%
地域子育て支援センター	1	0.2%
ふれあい子育てサロンなど	0	0.0%
母子自立支援室	2	0.3%
県の相談窓口	0	0.0%
民生委員・児童委員	1	0.2%
教育相談員	0	0.0%
市役所	15	2.3%
保健所	0	0.0%
医療機関・助産院	21	3.2%
県児童相談所	0	0.0%
民間の電話相談	0	0.0%
ベビーシッター	0	0.0%
相談相手がいない	4	0.6%
その他	45	6.8%
どこに相談すればいいかわからない	19	2.9%
相談すべきことはない	153	23.3%
無回答	165	25.1%
計	658	100.0%

資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

このため、すべての子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービスを効果的・効率的に提供するとともに、育児不安を軽減する観点から、地域住民による子育て家庭に対する支援、サービス利用者間や関係機関のネットワークづくりへの支援が必要です。

施策の方向

子育て家庭に対し、きめ細かな質の高いサービスを効果的・効率的に提供するため、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進し、利用者への情報提供に努めるとともに、多くの市民が子育てへの関心や理解を高め、地域社会が子育て家庭を支えることができるよう意識啓発に努めます。

また、子育てに関する情報が必要な人に届くよう、広報誌やインターネット等により、必要な情報が入手できるような情報提供体制の充実を図ります。

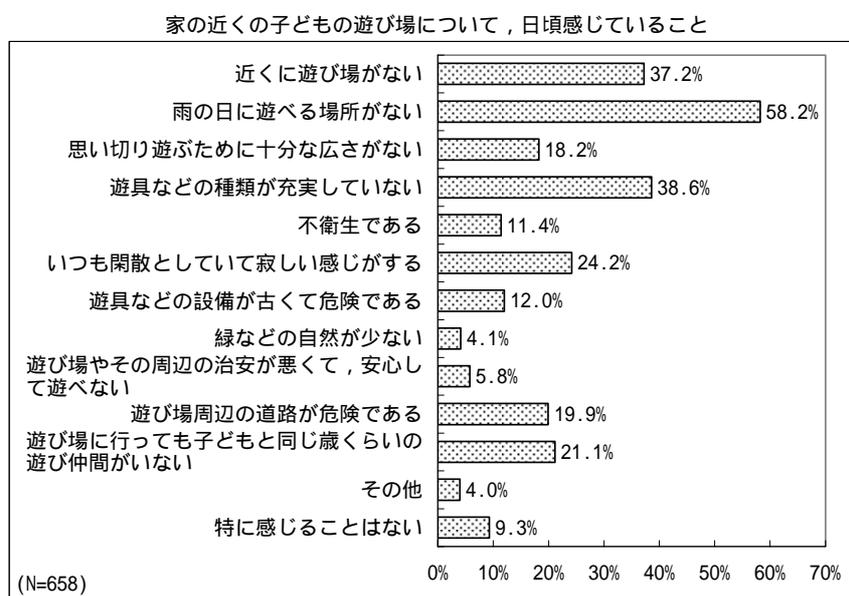
	事業名 【担当課】	事業概要・現状（平成20年度）	平成26年度までの方向性・目標値
23	子育て支援ネットワークの形成 【福祉課】	児童虐待防止ネットワーク等をうまく活用することにより、地域における相互扶助機能を再生し、地域におけるネットワークによる子育て支援を図る。	要保護児童対策地域協議会を年1回開催
24	民生委員・児童委員連絡協議会研修会 【福祉課】	地域の子育て支援のよきパートナーとして、新たな課題に対する研修会等を行い、役割を推進していく。	月1回の連絡会（研修会）の実施
25	青少年問題協議会の開催 【福祉課】	喫煙・飲酒、有害図書、薬物乱用などの防止について、県、警察、PTA、子ども会など関係機関団体と連携し、地域ぐるみで青少年の健全育成・非行防止に積極的に努める。	協議会を年1回実施する。
26	PTA連絡協議会・単位PTA活動への支援 【教育委員会】	PTA会員としての資質を高める為の研修の開催や委嘱研究公開等各種PTA事業への支援などを積極的に行っていく。	内容の充実 組織の活性化
14	母子保健推進員活動（再掲） 【健康保険課】	地域に根ざした活動が行えるよう育児支援についての研修会等を実施し、資質の向上に努めるとともに、地域住民に子育て応援隊の存在・役割を知ってもらうため、健診などの場を通じて広く周知する。	<ul style="list-style-type: none"> ・資質向上のための研修実施 ・母子健康手帳交付や健診を利用した周知の継続 ・2年に1回の推進員の公募
3	地域子育て支援センター（再掲） 【福祉課】	子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるよう、育児不安等についての相談指導や子育てサークル等の育成・支援に努める。また、母親だけでなく、父親に対する積極的な参加を促していく。さらに、子育て支援センターを拠点とした子育てボランティアの育成に努めていく。 実施箇所：4箇所	実施箇所： 4箇所 （各地域1箇所設置を継続）
27	市ホームページ等を活用した子育てに関する情報提供 【福祉課】	子育て支援サービスや各種イベント等の情報の一元化を図り、広報誌や市ホームページにて提供する。	内容の充実
5	こんにちは赤ちゃん事業（再掲） 【健康保険課】	生後4か月未満の乳児を対象に、母子保健推進員が家庭訪問を行い、母子の状況確認や相談役として関わるとともに、必要な事項に関しては市へ報告を行い今後の対応を検討していく。	全戸訪問

(4) 児童の健全育成

現状・課題

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や、児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられます。

ニーズ調査によると、家の近くの子どもの遊び場について、日頃感じていることとして、「雨の日に遊べる場所がない」とした回答が58.2%で最も高く、次いで「遊具などの種類が充実していない」が38.6%、「近くに遊び場がない」が37.2%となっており、子どもの安全な遊び場の整備が求められています。



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

また、すべての子どもを対象として、放課後や週末等に、地域の方々の協力を得て、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりが必要です。

施策の方向

高齢者とのふれあいを行うなど、地域住民等の協力を得て、子どもたちの健全育成の理解を地域全体で深めていくとともに、指導者、保護者の育成を支援します。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状（平成20年度）	平成26年度までの方向性・目標値
28	青少年活動の充実 【社会教育課】	各種団体と連携を図り、多様な体験活動の機会の提供を推進する。	市リーダー研修（年1回） 各地域リーダー研修、学寮等の実施

	事業名 【担当課】	事業概要・現状（平成20年度）	平成26年度までの方向性・目標値
29	保育所での異世代交流事業 （青少年、高齢者等） 【福祉課】	認可保育所で実施している世代間交流事業及び異年齢児交流事業の充実を図るとともに、必要な支援を行う。また、青少年の豊かな人間性やたくましく生きる力を育むために、社会教育団体等と連携をとり、青少年と高齢者や親子がふれあう機会をつくり、世代を超えた交流を推進する。	実施箇所： 20箇所 （全保育園で取り組む）
30	子ども会の育成事業 【社会教育課】	子どもの健全育成に資するべく、会の内容等の充実を図っていく。	市・地域子連活動の充実、連携
31	豊かな自然を活かした児童の健全育成の推進 【社会教育課】	月一回の子ども会活動等を通じて、子どもに心身ともに豊かな生活が提供できるようスポーツ、文化、レクリエーション等の多彩なプログラムを展開する。なお、プログラムの策定にあたっては、子どもの参画を推進する。	第3土曜日 「子ども会活動の日」の定着
32	公園・遊具等の整備 【都市計画課】	子どもの安全な遊び場を確保するため、児童公園等の整備・充実を図る。	必要に応じて整備する。
33	学校図書、図書館との連携強化 【社会教育課】	子どもたちの居場所として、公立図書館の活用をする。	月2回読み聞かせの継続
34	子どもの居場所づくり推進プラン 【社会教育課】	地域の人々の協力を得ながら、子どもたちの放課後や週末の時間を利用して、学校や公民館等で様々な体験活動や交流活動を展開していく。	全小学校区で実施
35	体験学習の推進・充実 【社会教育課】	青少年宿泊体験学習や子ども会リーダー研修等で、目的や規模などを十分考慮しながら体験学習の推進を図る。	内容の充実
36	ふるさとセミナーの充実 【社会教育課】	郷土のよさを再認識してもらうために、文化財ウォッチングや郷土に昔から伝わるものなどを採り入れた体験学習的な事業等を積極的に展開していく。	4地域文化財巡り、伝統行事等の継承
37	ジュニアリーダークラブの育成 【社会教育課】	活動の様子を広く広報し、団員募集をするなど人材確保に努め、地域における活動を積極的に推進していく。	活動の充実 団員の増加
38	青少年健全育成市民会議の設置 【社会教育課】	広く市民の総意を結集して、国、県の施策と呼応して、青少年の健全育成を図る。	会の充実 各地域青少年育成会議の実施
1	放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ） （再掲） 【福祉課】	主に小学校1～3年生までの児童に対し保護者が労働等により昼間家庭にいないものに放課後施設を利用して適切な遊びや生活の場を与え児童の健全育成を図る。 実施箇所：13箇所	実施箇所： 13箇所

2 母性と乳幼児の健康の確保と増進

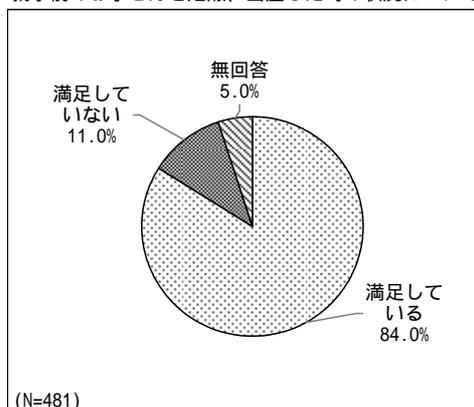
(1) 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保

現状・課題

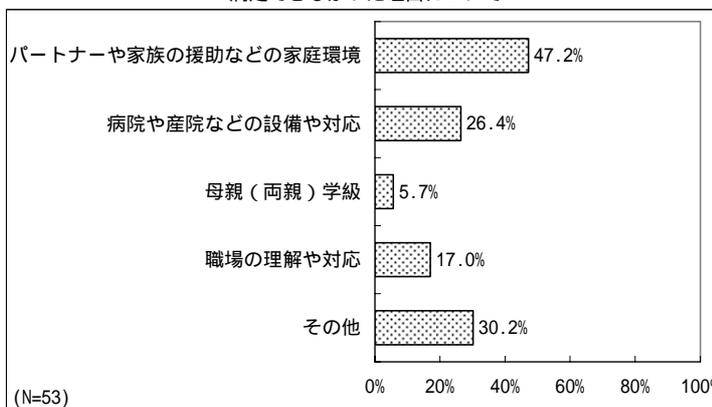
子どもを安心して産み、ゆとりをもって健やかに育てるためには、妊娠・出産から乳幼児期における健康診査や保健指導の充実を図り、母性並びに乳幼児の健康の確保と、子どもが健やかに育つ環境の整備が必要です。

また、妊娠及び出産の経過に満足することが良い子育てにつながることから、安全かつ快適であるとともに主体的な選択が可能である等、母親の視点からみて満足できる「いいお産」の普及を図ることが重要です。

就学前のお子さんを妊娠、出産した時の状況について



満足できなかった理由について



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

ニーズ調査によると、就学前のお子さんを妊娠、出産した時の状況について、約8割の方は「満足している」と回答しています。一方「満足していない」と回答した方の理由については「パートナーや家族の援助などの家庭環境」が47.2%で最も高くなっており、妊婦だけでなくパートナーや家族に対しても妊娠・出産に対する正しい知識の習得に向けた取組が重要です。

このことから、今後も、保健・医療・福祉の各分野間で連携しながら、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実が必要です。

施策の方向

母親自身が満足できる妊娠・出産・産褥期を過ごし、より良い育児、親子関係のスタートとなるよう妊娠早期からの保健指導の実施とともに、安全性を確保しつつ満足できる出産について妊娠中の母親が主体的に選択できるように情報の提供を行います。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状（平成20年度）	平成26年度までの方向性・目標値
39	妊婦一般健康診査 【健康保険課】	母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査受診票を交付し、妊婦が安心して健診を受けられるよう経済的な支援を行う。また、健診結果から妊婦の健康状態の傾向をとらえ、母子健康手帳交付時などの講話に活かしていく	妊婦が安心して健診を受診できるよう、妊婦健診の助成の継続（14回補助）
40	母子健康手帳交付 【健康保険課】	指定日を設け、母子手帳及び父子手帳を交付するとともに、「妊娠期の不安の軽減」「母乳育児の推進」「食育の推進」「お口の健康づくり」「就業妊産婦への支援」などを旨とし、保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士が専門的なアドバイスを提供する。	保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士による講話を含めた母子健康手帳交付の継続。
8	母子相談（再掲） 【健康保険課】	相談日を設定し、「育児不安の軽減」「発育発達支援」「母乳育児の推進」「食育の推進」「お口の健康づくり」を旨とし、保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士が、専門的な視点で、適切な相談対応・アドバイスを行う。また、必要時には電話等で保護者の育児への不安軽減を図るとともに、子育てに自信と喜びがもてるよう支援していく。	<ul style="list-style-type: none"> ・電話相談対応の継続 ・定例の母子相談の継続（月1～2回）
4	妊産婦・新生児訪問指導（再掲） 【健康保険課】	助産師や母子保健推進員と連携し、妊婦に対する出産準備のための教育や産後の適切なアドバイス等の充実を図る。	希望された方への訪問の実施
6	育児支援家庭訪問事業（再掲） 【健康保険課】	子どもがいる家庭のうち、子どもの育ちや母親の心身の状態などで育児ストレスや不安があり、支援が必要な家庭に対し保健師や助産師が訪問を行い、子育てをサポートしていく。	育児支援家庭訪問対象者に対し、100%の訪問支援の実施
10	妊婦教室（再掲） 【健康保険課】	妊娠期からの子育て支援として「出産・育児の不安軽減」「母乳育児の推進」「食育の推進」「お口の健康づくり」「夫の育児協力の推進」などを旨とし、保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士が教室スタッフとして専門的なアドバイスを行いながら実施していく。	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦教室の開催継続 ・妊娠・出産時の満足度の維持（現在84%）

(2) 子どもの心身の健やかな発達支援と育児不安の軽減

現状・課題

本市では、育児不安を軽減し、母親が心身ともに健康で育児が出来るように相談や情報提供、健康診査や母子保健教育に努めています。

ニーズ調査によると、子育てに関して、日常悩んでいることや気になることとして、「子どもを叱りすぎているような気がする」とした回答が40.9%で最も高く、次いで「子どものしつけ方(しかり方、ほめ方)」が38.6%、「子育てで出費がかさむ」が34.2%となっています。

この結果からもわかるように、子どものしつけ方や保護者の精神面をはじめとする様々な悩みを持つ子育て家庭に対する相談機能の強化や、経済的な支援に努めなければなりません。

また、母親が地域から孤立することを防ぐため、父親や地域の協力、母親同士の情報交換や仲間づくりの場も必要です。

子育てについて悩んでいることや気になること (N=658)

回答	人数	構成比
病気や発育・発達に関すること	178	27.1%
食事や栄養に関すること	158	24.0%
育児の方法がよく分からないこと	20	3.0%
子どもとの接し方に自信が持てないこと	56	8.5%
子どもとの時間を十分にとれないこと	159	24.2%
話し相手や相談相手がいないこと	24	3.6%
仕事や自分のやりたいことが十分できないこと	139	21.1%
子どもの教育に関すること	184	28.0%
子どもの友人関係(いじめ等を含む)に関すること	100	15.2%
登園拒否、不登校などの問題について	14	2.1%
子育てに関しての配偶者・パートナーの協力が少ないこと	58	8.8%
配偶者・パートナーと子育てに関して十分話し合えないこと	38	5.8%
自分の子育てについて、親族・近隣の人・職場など周りの見目が気になること	23	3.5%
配偶者・パートナー以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	31	4.7%
子どもを叱りすぎているような気がする	269	40.9%
子育てのストレスがたまって、子どもに手をあげたり、世話をしなかつたりしてしまうこと	42	6.4%
地域の子育て支援サービスの内容や利用・申込方法がよく分からないこと	66	10.0%
どこに相談したらよいか分からないこと	16	2.4%
泣いた時やぐずった時などの対応の仕方	38	5.8%
子どものしつけ方(しかり方、ほめ方)	254	38.6%
子どもの上手な遊ばせ方	127	19.3%
子育てによる身体の疲れが大きい	48	7.3%
頭痛、不眠、だるさ、ふらつきなど身体のこと	55	8.4%
気分が落ち込んだり、いらいらするような精神面の不安定	80	12.2%
子育てで出費がかさむ	225	34.2%
自分の自由な時間が持てない	141	21.4%
夫婦で楽しむ時間がない	55	8.4%
仕事が十分にできない	57	8.7%
子育てが大変なことを身近な人が理解してくれない	17	2.6%
子どもが病気がちである	22	3.3%
住居が狭い	77	11.7%
その他	21	3.2%
不安や悩んでいることは特にない	77	11.7%

資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

施策の方向

子育ての楽しさと愛着形成を通して親自身が成長できるような育児環境を確保するため、医療機関や地域子育て支援センター等と連携し、相談機能の強化や情報提供体制の充実に努めます。また、医療、保健、福祉の関係機関、団体等との連携を図り、子育て中の家庭へ温かな声かけのできる環境づくりに努めます。さらに、保育料の軽減や手当等の支給による経済的な支援を図ります。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状（平成20年度）	平成26年度までの方向性・目標値
41	乳幼児医療費助成金の自己負担金の減額 【健康保険課】	乳幼児の健康の保持増進を図るために、就学前の乳幼児に係る医療費を助成する。	平成22年4月から全額助成
42	子育て応援隊（母子保健推進員・主任児童委員等）の育成 【福祉課】	子育て応援隊として、地域で根ざした活動が行えるよう、育児支援についての研修会等を実施し、資質の向上に努めるとともに、地域住民に子育て応援隊の存在・役割を知ってもらうため、健診などの場を通じて広く周知する。	年1回の研修会の実施
43	乳幼児健康診査 【健康保険課】	「3～5か月児健診」「6～8か月児健診」「9～11か月児健診（医療機関）」「1歳6か月児健診」「2歳児歯科検診」「3歳児健診」「5歳児歯科検診」を実施し、乳幼児の発育・発達の確認及び疾病や発達の遅延などの早期発見を図ります。また、「育児不安の軽減」「発育発達支援」「母乳育児の推進」「食育の推進」「お口の健康づくり」「事故防止」「母親交流」を目指した講話や個別相談対応も行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・集団による乳幼児健診の継続 ・乳幼児健診未受診者のフォローの実施 ・3歳児健診でのむし歯有病者率の減少 ・心理士等の確保 ・健診従事者研修会の実施
8	母子相談（再掲） 【健康保険課】	相談日を設定し、「育児不安の軽減」「発育発達支援」「母乳育児の推進」「食育の推進」「お口の健康づくり」を目指し、保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士が、専門的な視点で、適切な相談対応・アドバイスを行う。また、必要時には電話等で保護者の育児への不安軽減を図るとともに、子育てに自信と喜びがもてるよう支援していく。	<ul style="list-style-type: none"> ・電話相談対応の継続 ・定例の母子相談の継続（月1～2回）
44	教育相談活動の充実 【学校教育課】	子育てについての相談等が気軽にできるような相談についての広報及び教育相談専門員等の効果的な活用を図る。	教育相談員の全校への派遣
6	育児支援家庭訪問事業（再掲） 【健康保険課】	子どもがいる家庭のうち、子どもの育ちや母親の心身の状態などで育児ストレスや不安があり、支援が必要な家庭に対し保健師や助産師が訪問を行い、子育てをサポートしていく。	育児支援家庭訪問対象者に対し、100%の訪問支援の実施

	事業名 【担当課】	事業概要・現状（平成20年度）	平成26年度までの方向性・目標値
3	地域子育て支援センター （再掲） 【福祉課】	子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるよう、育児不安等についての相談指導や子育てサークル等の育成・支援に努める。また、母親だけではなく、父親に対する積極的な参加を促していく。さらに、子育て支援センターを拠点とした子育てボランティアの育成に努めていく。 実施箇所：4箇所	実施箇所： 4箇所 （各地域1箇所設置を継続）
14	母子保健推進員活動 （再掲） 【健康保険課】	地域に根ざした活動が行えるよう育児支援についての研修会等を実施し、資質の向上に努めるとともに、地域住民に子育て応援隊の存在・役割を知ってもらうため、健診などの場を通じて広く周知する。	・資質向上のための研修実施 ・母子健康手帳交付や健診を利用した周知の継続 ・2年に1回の推進員の公募
5	こんにちは赤ちゃん事業 （再掲） 【健康保険課】	生後4か月未満の乳児を対象に、母子保健推進員が家庭訪問を行い、母子の状況確認や相談役として関わるとともに、必要な事項に関しては市へ報告を行い今後の対応を検討していく。	全戸訪問
15	保育園・幼稚園の巡回訪問 （再掲） 【健康保険課】	市内の保育園・幼稚園を保健師が訪問し、乳幼児健診未受診児の状況確認及び健診受診後の状況確認を行い、子どもたちへの支援について保育士等と一緒に考えていくことで、子どもやその保護者に対し統一した支援を行う。	市内の保育園・幼稚園への巡回訪問の継続
45	児童手当、子ども手当の支給 【福祉課】	子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、今後も引き続き対象児童を養育している保護者へ支給する。	支給対象がもれなく申請できるように制度の周知に努める。
46	保育料の軽減 【福祉課】	子どもが3人以上いる世帯、保育所に同一世帯から3人以上入所している世帯に対する保育料の減免制度を引き続き行う等、保育にかかる費用の負担軽減を図る。	現在の保育料の減免制度の周知及び適正な保育料減免を行いながら、保育料について検討を行う。
47	かごしま子育て支援パスポート事業の充実 【福祉課】	子育て家庭の負担を軽減するために子育て家庭が購入する商品の割引等のサービスを提供する企業を増やす。また、サービス提供企業制度の周知についても広報誌等による情報提供を行う。	協賛企業数： 60事業所 協賛企業との連携による制度の充実を図る。

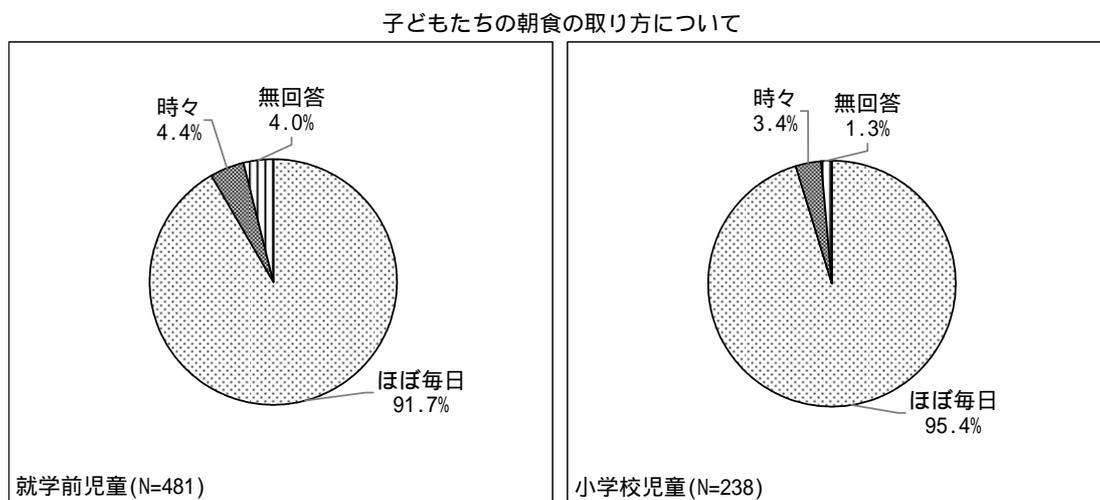
	事業名 【担当課】	事業概要・現状（平成20年度）	平成26年度までの方向性・目標値
48	男女共同参画基本計画に基づく啓発事業 【企画課】	「性別による固定的な役割分担意識」を見直し、より良い子育て環境を構築するため、男女平等に関する情報提供や意識啓発事業を推進し、男女共同参画社会の実現を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ・日置市男女共同参画基本計画の概要版（パンフレット）の配付（通年） ・広報、お知らせ版、ホームページ等を活用した啓発（通年） ・男女共同参画週間（国・県）における啓発活動（年2回） ・男女共同参画講演会の実施（年1回）

(3)「食育」の推進

現状・課題

「食育」とは、子どもたちの健康を守り、健全で豊かな食生活を送るための能力を育てようとするものです。近年の社会環境や生活様式の変化による偏食や欠食等の食習慣の乱れは、肥満や、やせ症等の問題を引き起こし、子どもの心と体の健康問題に関係することもあります。

ニーズ調査によると、子どもたちの朝食のとり方については、「毎日食べる」とした回答が最も高くなっているものの、毎日食べていない児童も見られます。



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

乳幼児期から望ましい食習慣を身につけさせることは、その後の生涯にわたる食習慣の基盤となるため、子育てをする保護者に対する食に関する教育や、子どもたちに様々な食に関する体験をさせることが必要です。

施策の方向

生涯にわたる健康づくりの基本となる「食」の大切さを広めていく観点から、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する情報の提供等を行い、心と身体健康づくりを推進します。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状（平成20年度）	平成26年度までの方向性・目標値
49	学校・保育園・幼稚園等での食に関する指導體制充実 【学校教育課】 【健康保険課】	教育・保健分野が連携し、育児教室や家庭教育学級等において、料理講習を実施するなど食に関する学習機会の充実、場づくりを図る。 栄養教諭を活用した食に関する指導を充実する。	兼務発令に伴う栄養教諭による指導の実施。（各校年間2・3回）

	事業名 【担当課】	事業概要・現状（平成20年度）	平成26年度までの方向性・目標値
40	母子健康手帳交付 （再掲） 【健康保険課】	指定日を設け、母子手帳及び父子手帳を交付するとともに、「妊娠期の不安の軽減」「母乳育児の推進」「食育の推進」「お口の健康づくり」「就業妊産婦への支援」などを旨とし、保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士が専門的なアドバイスを提供する。	保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士による講話を含めた母子健康手帳交付の継続。
10	妊婦教室（再掲） 【健康保険課】	妊娠期からの子育て支援として「出産・育児の不安軽減」「母乳育児の推進」「食育の推進」「お口の健康づくり」「夫の育児協力の推進」などを旨とし、保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士が教室スタッフとして専門的なアドバイスを行いながら実施していく。	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦教室の開催継続 ・妊娠・出産時の満足度の維持（現在84%） ・妊婦教室における食育の講話の継続
43	乳幼児健康診査（再掲） 【健康保険課】	「3～5か月児健診」「6～8か月児健診」「9～11か月児健診（医療機関）」「1歳6か月児健診」「2歳児歯科検診」「3歳児健診」「5歳児歯科検診」を実施し、乳幼児の発育・発達の確認及び疾病や発達の遅延などの早期発見を図ります。また、「育児不安の軽減」「発育発達支援」「母乳育児の推進」「食育の推進」「お口の健康づくり」「事故防止」「母親交流」を旨とした講話や個別相談対応も行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・集団による乳幼児健診の継続 ・乳幼児健診未受診者のフォローの実施 ・3歳児健診でのむし歯有病者率の減少 ・心理士等の確保 ・健診従事者研修会の実施
11	親子教室（再掲） 【健康保険課】	子育て支援センター等との連携のもと、「育児不安の軽減」「仲間づくり」「発育発達支援」「母乳育児の推進」「食育の推進」「お口の健康づくり」を旨とし、保育士・保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士が教室スタッフとして専門的なアドバイスを行いながら実施していく。	子育て支援センターと連携した親子教室の開催継続（月1回）
8	母子相談（再掲） 【健康保険課】	相談日を設定し、「育児不安の軽減」「発育発達支援」「母乳育児の推進」「食育の推進」「お口の健康づくり」を旨とし、保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士が、専門的な視点で、適切な相談対応・アドバイスを行う。また、必要時には電話等で保護者の育児への不安軽減を図るとともに、子育てに自信と喜びがもてるよう支援していく。	<ul style="list-style-type: none"> ・電話相談対応の継続 ・定例の母子相談の継続（月1～2回）
50	「食農交流」の推進 【農林水産課】	地元の農産物を小中学校の給食で利用するなど地域の食文化に対する関心を高め、食の安全・安心に関する理解を深める。	学校給食等での地場産物使用：35%

(4) 思春期における子どもの健全育成

現状・課題

子どもたちにとって思春期は、大人へと成長していく時期であり、身体面の著しい成長に比べ、精神面の成長が伴っていない場合も多く、様々な問題が生じやすい時期です。

近年、思春期における性行動が活発化していることを背景に、人工妊娠中絶や性感染症罹患率が増加しています。また、未成年者の喫煙や飲酒、薬物の使用、不規則な食習慣や過剰なダイエット等で体の健康を害すケースも少なくないといわれています。

保護者をはじめとした周囲の人達が思春期の特性を十分理解し、子どもたちに接することが必要です。また、これら思春期の体や心の問題は、生涯の健康に影響するともいわれており、思春期において、生命の尊さ、性や性感染症予防、喫煙・薬物等の正しい知識の普及を図るとともに、相談機能の強化・充実が必要です。

施策の方向

関係機関等との連携により、健康づくりに関する基礎的な知識と、性・薬物等の問題に関する正しい知識の普及や心身の悩みに関する相談・支援体制の充実を図り、思春期の心身の健康づくりを支援します。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状（平成20年度）	平成26年度までの方向性・目標値
51	思春期教室 【健康保険課】 【学校教育課】	市内の全中学校を対象に、「いのちふれあい体験教室」を実施し、妊婦・産婦の方の話、乳児等とのふれあいを通して自分自身がどのように育ってきたのかを振り返り、家族への思いや、命の尊さについて考える。また、自己肯定感高めることのできる機会のひとつとする。	いのちふれあい体験教室の継続
52	喫煙防止・飲酒防止・薬物濫用防止の対策（児童生徒・保護者・地域住民への教育の充実、学校・公共機関での分煙実施等） 【学校教育課】	好奇心による喫煙、飲酒、薬物濫用を未然に防げるよう、喫煙、飲酒、薬物濫用のもたらす弊害について、思春期のうちから徹底した指導を行う。さらに、子どもたちがたばこや酒、薬物等を簡単に手に入れることができない環境整備に努める。	薬物乱用防止教室等の実施（全小・中学校）
53	思春期保健相談体制の充実 【学校教育課】	養護教諭・学級担任による指導を行い、学童期・思春期における心の問題について、相談体制の充実を図る。	全校で実施
54	スクールカウンセラーの配置 【学校教育課】	県の事業として2中学校に配置するとともに、その他の学校へは市の教育相談員が対応する。	各校における相談体制の充実
55	スクールソーシャルワーカーの配置 【学校教育課】	県の事業として、市内の小中学校を二分し、2名で子どもの諸問題に教育相談員とともに対応する。	2名の配置の継続

	事業名 【担当課】	事業概要・現状（平成20年度）	平成26年度までの方向性・目標値
56	性教育の充実 【学校教育課】	子どもたちが、自己肯定感や人への思いやりの気持ちをもって行動したり、自分の健康管理を行ったりするように、また、性犯罪の被害者とならないよう性教育の充実を図る。子どもの年代や意識に応じて、必要な性教育を実施していく。	小・中学校全校で実施
57	エイズ教育推進事業 【学校教育課】	教育・保健分野が連携し、児童・生徒を対象としたエイズや性感染症に関する正しい知識の普及に努めるとともに、命の尊さについて学び感じる教育の充実を図る。	中学校全校で実施

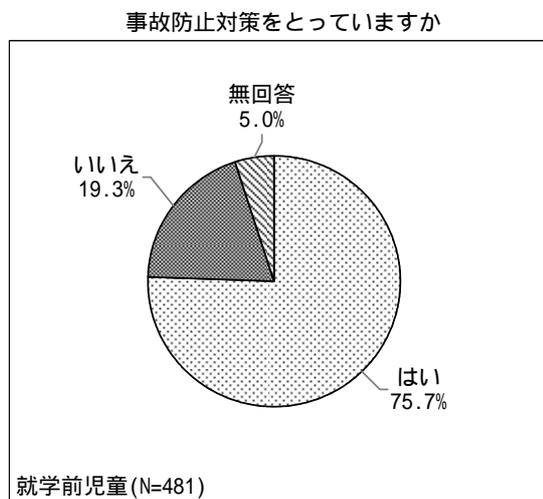
(5) 小児保健水準の維持向上

現状・課題

子どもたちが、心身ともに健やかに育つためには、疾病予防や早期発見・早期治療が大切です。

特に本市は、県の平均より1歳6か月児健診におけるむし歯有病者率が高く、乳幼児期からの口の中の健康づくりが重要です。

また、ニーズ調査によると、事故防止対策をとっているかについては、「はい」とした回答が約7割を占めているものの、「いいえ」とした回答もみられることから、事故防止対策についての広報周知を充実させることも必要です。



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

施策の方向

今後も、安心して子どもを生子、健やかに育てることが出来る環境基盤を整備するため、近隣地域及び関係機関との連携を強化し、小児保健水準の維持向上を図っていきます。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状（平成20年度）	平成26年度までの方向性・目標値
58	予防接種 【健康保険課】	疾病予防及び蔓延防止のため、今後も積極的な取組を推進するとともに、接種機会が少ない、実施期間が短い、子どもたちが体調を崩しやすい等の理由により、標準的な接種年齢で接種できない児童も多いことから、医療機関との連携を強化し、接種しやすい体制づくりに努める。	予防接種体制の充実
43	乳幼児健康診査（再掲） 【健康保険課】	「3～5か月児健診」「6～8か月児健診」「9～11か月児健診（医療機関）」「1歳6か月児健診」「2歳児歯科検診」「3歳児健診」「5歳児歯科検診」を実施し、乳幼児の発育・発達の確認及び疾病や発達の遅延などの早期発見を図ります。また、「育児不安の軽減」「発育発達支援」「母乳育児の推進」「食育の推進」「お口の健康づくり」「事故防止」「母親交流」を目指した講話や個別相談対応も行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・集団による乳幼児健診の継続 ・乳幼児健診未受診者のフォローの実施 ・3歳児健診でのむし歯有病者率の減少 ・心理士等の確保 ・健診従事者研修会の実施

3 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境

(1) 次代の親の育成

現状・課題

乳幼児と接する機会を得られないまま成長し、子育てに戸惑う保護者が増えているといわれています。

本市では、家庭教育学級や、子育て講座を実施しており、育児に対する不安の解消に向けた取組を実施しています。

また、子どもの頃から赤ちゃんや年下の子どもと出会い、ふれあう機会を持つことによって、子育ての楽しさや子どもを生き育てることの意義、男女が協力して家庭を築くことの大切さを啓発していくことを目的として、職場体験学習等を通じた育児体験の機会を提供しています。

施策の方向

現在子育て中の親に対しては、子どもだけでなく親も一緒に育っていくという視点に立ち、安心して家庭で子育てを行えるような相談・指導・学習機会・支援事業等の充実に努めます。

また、中高生などが、子どもを生き育てることの意義を理解し、子どもや家庭をもつ大切さを理解できるように、保育所、幼稚園、乳幼児健診の場を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げます。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状（平成20年度）	平成26年度までの方向性・目標値
59	男女が協力して家庭を築き、子育てをすることの意義に関する教育・広報・啓発の推進、講演会等の開催 【学校教育課】 【社会教育課】	教育・保健分野が連携し、命の教育を基本に、児童生徒・学校関係者・保護者の相互理解を目的とする男女の性の尊重や思春期の心身の変化等についての講演会等を開催し、母性・父性を育てていくための支援を実施する。また、教科指導を通して、家庭生活を大切にすることを促す。	全中学校での子育て講座の実施
60	家庭教育学級、職場体験学習における保育所・幼稚園での体験、保育所での地域活動の充実 【学校教育課】 【社会教育課】	各学校等で職場見学・体験学習を行う。	全小中学校で実施
51	思春期教室（再掲） 【健康保険課】 【学校教育課】	市内の全中学校を対象に、「いのちふれあい体験教室」を実施し、妊婦・産婦の方の話、乳児等とのふれあいを通じて自分自身がどのように育ってきたのかを振り返り、家族への思いや、命の尊さについて考える。また、自己肯定感高めることのできる機会のひとつとする。	いのちふれあい体験教室の継続

(2) 子どもの生きる力をはぐくむ学校の教育環境

現状・課題

現在本市には、19校の小学校と7校の中学校があります。

学校は、子どもたちにとって、自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、主体的に判断して問題を解決する資質や能力である「生きる力」と、生命の尊さを感じ、他人を思いやる「豊かな心」を育む場です。一人ひとりの個性を伸ばし、社会で発揮できる、質の高い、魅力にあふれた教育の展開が求められています。

また、いじめや少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化や、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークづくり、子どもに安全で豊かな学校環境を提供するための学校施設整備等を適切に行わなければなりません。

社会や経済の仕組みが大きく変わっていく中で、学校教育に求められる役割も大きく変化しており、幼稚園や保育所、小学校等の連携を深め、家庭や地域とも連携し、地域に開かれた学校づくりと、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めるとともに、子どもが安全に安心して教育を受けられるよう、安全に関する教育の管理体制を確立することが求められています。

児童・生徒数の推移

(単位：箇所、人)

区分	学校数	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
小学校	19	2,990	2,947	2,856	2,827	2,727
中学校	7	1,697	1,623	1,597	1,539	1,531

資料：学校基本調査（各年度5月1日時点）

いじめ・不登校の状況

(単位：件)

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
いじめ	2	28	44	16	12
不登校	30	38	54	49	39

資料：教育委員会資料（小中学校の合算、平成21年度は11月末現在）

(注)：ここでいう不登校とは、年間30日以上欠席者をいう。

施策の方向

次世代の担い手である子どもが、確かな学力を身につけ、豊かな心や身体を育み、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、学校の教育環境等の整備に努めます。

また、地域及び家庭と学校との連携・協力を図り、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進します。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状（平成20年度）	平成26年度までの方向性・目標値
61	個に応じたきめ細かな指導の充実 【学校教育課】	個に応じたきめ細かな指導、教育を充実させ、基礎・基本の確実な定着や個性の伸長を図り、自己教育力や創造性の育成に努める。	全校で実施
62	外部人材の協力による学校の活性化の推進 【学校教育課】	学校の活性化を図るために、外部人材が協力、参加する取組を推進する。	全校で実施
63	「心のノート」を活用した道徳教育の推進及び道徳授業の充実 【学校教育課】	文部科学省が、道徳教育がより一層の充実を図るために作成し、全ての児童生徒に配布した「心のノート」を活用し、子どもの心に響く道徳教育の充実を図る。また、学校における教育活動のみでなく、保護者の理解を得ながら、家庭における子どもの道徳性の育成への活用を推進する。	全校で実施
64	学校におけるスポーツ環境の充実（一校一運動） 【学校教育課】	優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫・改善を進め、体育授業の充実を図るとともに、外部指導者の活用や地域との連携を進め、運動部活動の改善、充実を図るなど、学校におけるスポーツ環境の充実を推進する。	全校で実施 （小・中）
65	健康教育の推進 【学校教育課】	子どもに生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進する。	学校保健委員会の実施 （小・中）
66	特色ある学校づくりの推進 【学校教育課】	人権教育、体験活動をととした郷土教育、情報教育の充実、花と歌声とボランティア等を通じて、学校の実態等に応じて、特色ある学校づくりを推進する。	全校で実施
67	教員の資質向上と適正評価の実施 【学校教育課】	教員一人ひとりの能力や実績等を適正に捉えるとともに、配置、処遇、研修等に結び付けるようにする。また、指導力不足教員に厳格に対応するなど、教員の資質の向上を図る。	全校で実施
68	学校の安全管理の推進 【学校教育課】	児童、生徒が安心して教育が受けられるように、学校、家庭、地域の関係機関・団体が連携し、安全管理に関する取組を推進する。	スクールガード等による地域ぐるみ学校安全体制の確立
69	保育所・幼稚園・小学校の連携による段差のないスムーズな小学校への適応支援 【学校教育課】	基本的な生活習慣や社会性の育成を視点に、子ども、教員、保護者同士の交流を図る。	保・幼・小連携研修会の実施
70	就学時健康診断 【教育総務課】	身体的な健康診断とともに安心して就学できるように教育相談も充実させていく。	継続実施
71	就学指導委員会の実施 【学校教育課】	心療内科医、特別支援学級設置校関係者等により、障害児に対する適切な就学指導を実施していく。	今後も継続して実施。
16	子ども支援センター（再掲） 【学校教育課】 【健康保険課】 【福祉課】	教育相談員、家庭相談員、カウンセラー等による相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携に努める。	今後も継続して相談体制の充実を図る。

(3) 家庭や地域の教育力の向上

現状・課題

近年、核家族化や少子化、地縁的なつながりの希薄化等、家庭や家庭を取り巻く社会情勢は大きく変化してきており、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。

家庭教育とは、人が生活していく上での「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成するものであり、すべての教育の出発点といえます。そして、社会で生活していく上で大切なことを、きちんと身に付けさせるという役割があります。

ニーズ調査によると、子育てについて悩んでいることや気になることでは、「子どもの教育に関すること」が28.0%となっており、3割近くの保護者が子どもの教育に関することについて悩みや不安を持っています。

子育てについて悩んでいることや気になること (N=658)

回答	人数	構成比
病気や発育・発達に関すること	178	27.1%
食事や栄養に関すること	158	24.0%
育児の方法がよく分からないこと	20	3.0%
子どもとの接し方に自信が持てないこと	56	8.5%
子どもとの時間を十分にとれないこと	159	24.2%
話し相手や相談相手がいないこと	24	3.6%
仕事や自分のやりたいことが十分できないこと	139	21.1%
子どもの教育に関すること	184	28.0%
子どもの友人関係(いじめ等を含む)に関すること	100	15.2%
登園拒否、不登校などの問題について	14	2.1%
子育てに関しての配偶者・パートナーの協力が少ないこと	58	8.8%
配偶者・パートナーと子育てに関して十分話し合えないこと	38	5.8%
自分の子育てについて、親族・近隣の人・職場など周りの見目が気になること	23	3.5%
配偶者・パートナー以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	31	4.7%
子どもを叱りすぎているような気がする	269	40.9%
子育てのストレスがたまって、子どもに手をあげたり、世話をしなかったりしてしまうこと	42	6.4%
地域の子育て支援サービスの内容や利用・申込方法がよく分からないこと	66	10.0%
どこに相談したらよいか分からないこと	16	2.4%
泣いた時やぐずった時などの対応の仕方	38	5.8%
子どものしつけ方(しかり方、ほめ方)	254	38.6%
子どもの上手な遊ばせ方	127	19.3%
子育てによる身体の疲れが大きい	48	7.3%
頭痛、不眠、だるさ、ふらつきなど身体のこと	55	8.4%
気分が落ち込んだり、いらいらするような精神面の不安定	80	12.2%
子育てで出費がかさむ	225	34.2%
自分の自由な時間が持てない	141	21.4%
夫婦で楽しむ時間がない	55	8.4%
仕事が十分にできない	57	8.7%
子育てが大変なことを身近な人が理解してくれない	17	2.6%
子どもが病気がちである	22	3.3%
住居が狭い	77	11.7%
その他	21	3.2%
不安や悩んでいることは特になし	77	11.7%

資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

この点を踏まえ、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の提供や、子育て中の保護者が家庭教育に関して気軽に相談できる体制の整備が必要です。また、子どもが心豊かに成長していくため、家庭・学校・地域が連携し、地域ぐるみで子どもを育てる、地域の教育力の向上を図らなければなりません。

施策の方向

子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する親の学習機会の充実を図るとともに、家庭・学校・地域社会が一体となった地域ぐるみの学習・実践活動を展開します。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状（平成20年度）	平成26年度までの方向性・目標値
72	「父親セミナー」の実施 【社会教育課】	「おやじの会」の充実や子育てについての研修会等を実施し、父親としての威厳と立場を再認識するとともに、子育てに積極的に参加するよう意識啓発を行う。	・全中学校での開催 ・学習内容の充実
73	子育てについての研修会等の推進 【学校教育課】 【社会教育課】 【子ども支援センター】	保育園、幼稚園を含む学級PTAのあり方を重視した保護者として望ましい子育てについての研修会等を実施することにより、家庭と地域における教育力を育む。	保育園・幼稚園の訪問（子ども支援センター）
74	家庭教育学級の充実 【社会教育課】	活動内容の一層の充実を図るとともに、乳幼児健康診査や就学時健康診査等の多くの親が集まる機会を活用して、家庭教育に関する学習機会や情報の提供に努める。	・全小・中学校で実施 ・幼・保での開催の推進 ・学習内容の充実
75	少年団体成人指導者養成講習会 【社会教育課】	より多くの人に参加できるように開催日、時刻等を考慮し、講習会内容の一層の充実に努める。また、各団体の参加者確保のために、広報啓発を一層充実させる。	子ども会、育成指導者を対象に年1回開催
76	子ども会指導者・育成者研修会 【社会教育課】	研修会内容の一層の充実に努める。また、指導者、育成者が集まるあらゆる機会を活用して、より充実した子ども会活動のあり方などについて情報提供に努める。	・各地域子連で実施 ・会の充実を図る
77	望ましい家庭環境醸成へ向けた広報・啓発活動 【社会教育課】	各種団体研修会や家庭教育学級等の機会を利用して、また市報、その他広報チラシ等により「一家庭一家訓」の実践等、望ましい家庭づくりについて、継続的に広報・啓発していく。	各単位PTAで実践
44	教育相談活動の充実（再掲） 【学校教育課】	子育て支援として、発達段階に応じた家庭教育の在り方等についての教育相談の充実を図る。	教育相談員の全校への派遣

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

現状・課題

次代を担う子どもたちを健全に育成することは誰もが願うことです。急激な情報化の進展等により、テレビやインターネット、また、一般書店やコンビニエンスストア等身近な場所で様々な情報を入手することができるようになりました。各種メディアが提供する情報等には有益なものも多い反面、行き過ぎた暴力・残虐表現を含む情報や性描写等があり、日常生活において子どもの人格形成に悪影響を及ぼす恐れがあることが指摘されていることから、何らかの規制を設けることが求められています。

本市においてもインターネットを利用する際のマナーについての教育や有害図書等の調査、子どもにとって有害となる施設への立ち入り制限、関係業界への働きかけを行っています。

家庭、学校、地域社会、行政が連携し、子どもが健全に育つ環境づくりを行うことが必要です。

施策の方向

子どもの健全育成に関する相談体制や情報提供の充実を図るとともに、補導活動等の強化を図ります。

また、各種団体、組織及び警察等の関係機関との緊密な連携を図りながら、子どもを取り巻く有害環境対策を推進していきます。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状（平成20年度）	平成26年度までの方向性・目標値
78	街頭補導活動の推進 【社会教育課】	環境の浄化のために、地域が一体となった取組を今後も推進していく。	補導委員59名による実施
79	インターネット等情報モラルについての指導強化 【学校教育課】	情報モラルについて、社会問題化している現状を踏まえ、より具体的な指導を強化していく。	全校での情報モラル教育の実施
80	校外指導連絡協議会との連携による校外補導 【社会教育課】	関係機関がさらに連携を密にして、地域全体で子どもを育成していく環境づくりに努めていく。	・関係機関との連携のさらなる強化 ・各地域との連携
25	青少年問題協議会の開催（再掲） 【福祉課】	喫煙・飲酒、有害図書、薬物乱用などの防止について、県、警察、PTA、子ども会など関係機関団体と連携し、地域ぐるみで青少年の健全育成・非行防止に積極的に努める。	協議会を年1回実施する。

4 子育てを支援する生活環境

(1) 良質な住宅の確保

現状・課題

住宅は、健康・生活の基盤であり、かけがえのない空間です。近年、少子高齢化社会の急速な進展、価値観や家族形態等の多様化、更には環境問題の深刻化等、社会経済情勢が変化する中で、子育て世帯においては、子どもがのびのびとゆとりを持って生活できる住宅が求められています。

現在本市では、1,017戸の市営住宅を所有しています。平成22年1月21日現在の入居率は99.5%です。老朽化の著しい住宅については、改修及び建替えを行い、利用者のニーズに沿った住宅の整備を進める必要があります。

市営住宅の入居状況

	市営住宅数	入居数	入居率
市営住宅	1,017戸	1,012戸	99.5%

資料：土木建設課（平成22年1月21日現在）

施策の方向

市営住宅の建設や建替えにあたっては、高齢者・障害者世帯向け住宅や子育て世帯向け住宅など、少子・高齢社会にも対応した多様なタイプの住宅の供給を推進します。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状（平成20年度）	平成26年度までの方向性・目標値
81	市営住宅建設事業 【土木建設課】	子育て世代にも安心して暮らせる、住居環境の整備を行い、まちづくりを進めていく。	建設団地： 8団地

(2) 良好な居住環境の確保

現状・課題

住宅や住環境においては、安全性、快適性、高齢社会への対応、調和の取れた街並み、コミュニティ形成への配慮、自然環境との共生など様々な質的向上が求められています。

このため、市営住宅等については、室内の空気環境の安全性やユニバーサルデザインにも配慮した住宅の供給に努める必要があります。

施策の方向

まちづくり計画の中において、市営住宅整備事業では、室内の空気環境の安全性を確保する観点から、シックハウス対策を講じます。また、若年層の定住化や、子どもが健やかに生活できる建築空間を建設して若者が魅力を感じるようなまちづくりに努めます。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状（平成 20 年度）	平成 26 年度までの方向性・目標値
82	シックハウス対策 【土木建設課】	建材や家具・日用品などから発散するホルムアルデヒドやVOCなどの揮発性の有機化合物による病気や症状に対する予防対策に努める。	必要に応じて対策を講じる。
83	バリアフリー化の普及・啓発 【土木建設課】	日置市マスタープランに基づき、積極的にバリアフリー化を導入して居住環境の整備を行う。	市営住宅のバリアフリー化：37%

(3) 安全な道路交通環境の整備

現状・課題

本市の道路網は、南九州西回り自動車道、国道2路線、主要地方道5路線を骨格に一般県道12路線、市道1,278路線からなっています。市民生活の安定や利便性の向上、地域の浮揚を図るため、国道・県道の幹線道路や、生活道路としての市道の整備を進めています。

さらに、少子高齢化の進むなか、人や環境・自転車にやさしい安心・安全な道路空間の形成に配慮した道路整備を図る必要があります。

施策の方向

すべての人々が、安全かつ快適に歩行や移動ができ、さまざまな社会活動に参加できるよう、歩道の段差解消や勾配の緩和等バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した道路の整備に努めます。

また、道路の危険箇所については、道路改良やロードミラー・防護柵などの交通安全施設の整備を推進します。

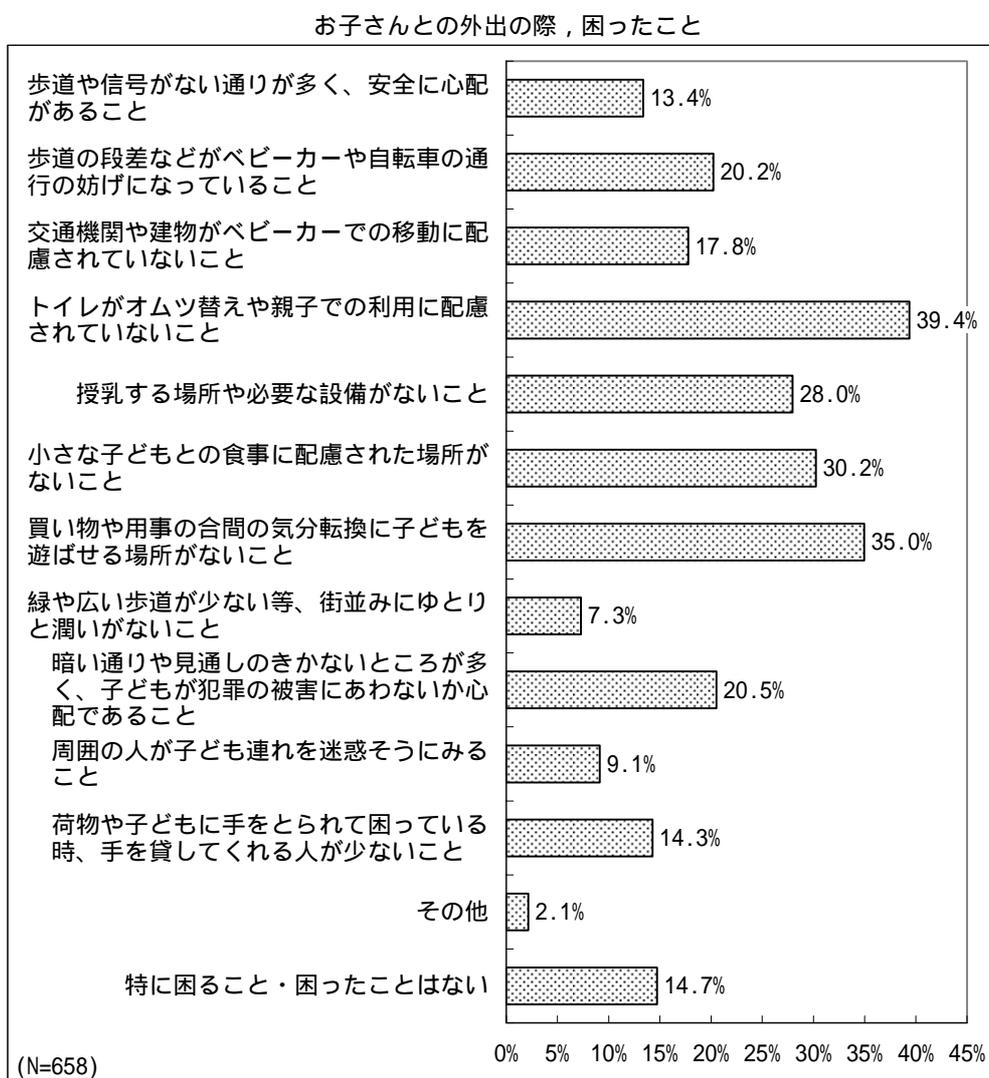
	事業名 【担当課】	事業概要・現状（平成20年度）	平成26年度までの方向性・目標値
84	歩道整備の推進及び歩道幅員の拡張 【都市計画課】	都市計画道路では、歩道の整備を実施中であり、他の市道についても主要な生活道路から整備を進めていく。	幹線道路の整備と併せて行う。
85	カーブミラーや交通安全看板等の設置 【総務課】	年2回交通安全期間中に点検整備する。県公安委員会等と協議の上、標識等の設置を行う。	必要に応じて設置していく。
86	通学路の安全点検 【土木建設課】	歩道の平坦でない所、段差がある所、水の溜まる所等を重点的に通学路の安全点検を実施する。	学校関係、交通安全委員会と連携し実施する。

(4) 安心して外出できる環境の整備

現状・課題

ニーズ調査によると、子どもとの外出の際に困ることは、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと」が39.4%で最も高く、次いで「買い物や用事の合間の気分転換に子どもを遊ばせる場所がないこと」が35.0%、「小さな子どもとの食事に配慮された場所がないこと」30.2%となっています。

このことから、子育て家庭にも配慮したまちづくりを推進するとともに、安全で住みよい社会環境の整備が必要です。



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

施策の方向

妊産婦や子育て家庭等、すべての人が安心して外出できるよう、公共施設や公共交通機関のバリアフリー化等を促進します。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状（平成20年度）	平成26年度までの方向性・目標値
87	公共施設等のバリアフリー化の促進 【都市計画課】 【土木建設課】	道路の歩道整備にあたり、段差をなくする。	幹線道路の整備と併せて行う。
88	子育て世帯への「日置市子育てマップ」による情報の提供 【福祉課】	授乳室や託児室の設置施設、親子で利用できる遊び場などを「日置市子育てマップ」を配付し、情報提供する。	転入者や生後4か月までの子どもがいる家庭を中心に配付を行う。

(5) 安全・安心まちづくりの推進**現状・課題**

犯罪の予防と市民生活の利便を図るため、防犯街路灯や通学路用防犯街路灯の整備に努めています。

今後更に、少子高齢化の進行に対してバリアフリーのまちづくりを推進するとともに、安全で住みよい環境の整備を進める必要があります。

施策の方向

防犯に対する意識の高揚を図るため、広報活動の充実や各地区の防犯団体等の育成強化に努めるとともに、防犯灯の整備充実を推進します。また、関係機関との連携協力を深め、明るいまちづくりを推進します。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状（平成20年度）	平成26年度までの方向性・目標値
89	防犯施設の整備 【総務課】 【都市計画課】	必要性和緊急性を踏まえ、通学路や公園における照明設備の整備を進める。	必要に応じて整備する
90	公共施設の安全対策 【都市計画課】 【土木建設課】	道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所の構造・設備について、修繕や改善が必要なときには、防犯設備の整備を進めるなど、利用する市民の安全対策に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて整備する 定期的にパトロールを実施し、道路異常箇所の早期発見に努める。

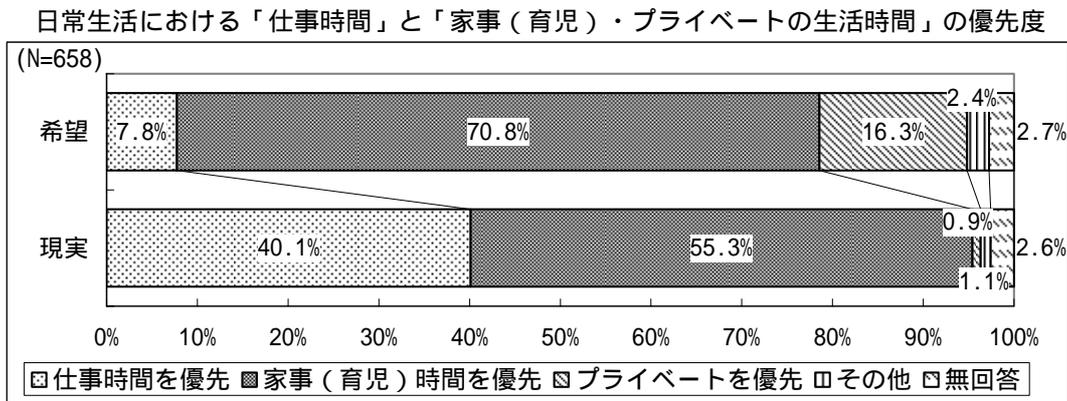
5 職業生活と家庭生活との両立の推進等

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

現状・課題

仕事と生活の調和の実現については、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び行動指針において、「労使をはじめ国民が積極的に取り組むことや、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要がある」とされており、地域の実情に応じ、自らの創意工夫を基にした施策の推進が求められています。また、施策の推進にあたっては、県をはじめ地域の企業、労働者団体、民間団体等の各種関係機関及び団体と綿密に連携・協力しながら取組を進める必要があります。

ニーズ調査によると、日常生活における仕事・家事（子育て）・プライベートの優先度をみると、希望としては「家事（育児）を優先」が最も高くなっているものの、現実では、「仕事を優先」の割合が増加しています。



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

また、子どもと、子育て家庭を取り巻く現代社会は、結婚や出産・子育てに関する希望と現実の乖離の拡大が深刻化しています。

人口の減少下で、持続的な経済発展の基盤として、「若者や女性、高齢者の労働市場参加の実現」「国民の希望する結婚や出産・子育ての実現」の2点を同時に達成する必要があり、その鍵は「就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造」の解決に委ねられています。

仕事と生活の調和が実現した社会の姿を目指すため、就業率や労働時間、第一子出産前後の女性の継続就業率等、社会全体としての進捗状況を把握・評価し、政策に反映させる必要があります。

施策の方向

性別に関わらず、すべての労働者が、仕事時間と生活時間のバランスの取れた雇用環境を実現させるため、「働き方の見直し」の実現に向け、国・県・関係団体等との連携を図りながら、労働者、事業主、地域住民等の意識改革のための広報・啓発・情報提供に努めます。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状（平成20年度）	平成26年度までの方向性・目標値
91	育児休暇取得率の向上 【商工観光課】	育児休業の促進や男性の育児参加等の取組を推進するとともに啓発資料等により、国の施策に基づいた育児休暇制度の周知・啓発を図る。	周知・啓発活動を続ける。
92	就学時における「子育て講座」の充実 【社会教育課】	子どもが就学する際に、仕事と子育ての両立の方法や親としてあるべき姿等に関する講座を民間企業と一体となって実施する。	全小学校区で実施
48	男女共同参画基本計画に基づく啓発事業（再掲） 【企画課】	「性別による固定的な役割分担意識」を見直し、より良い子育て環境を構築するため、男女平等に関する情報提供や意識啓発事業を推進し、男女共同参画社会の実現を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ・日置市男女共同参画基本計画の概要版（パンフレット）の配付（通年） ・広報、お知らせ版、ホームページ等を活用した啓発（通年） ・男女共同参画週間（国・県）における啓発活動（年2回） ・男女共同参画講演会の実施（年1回）

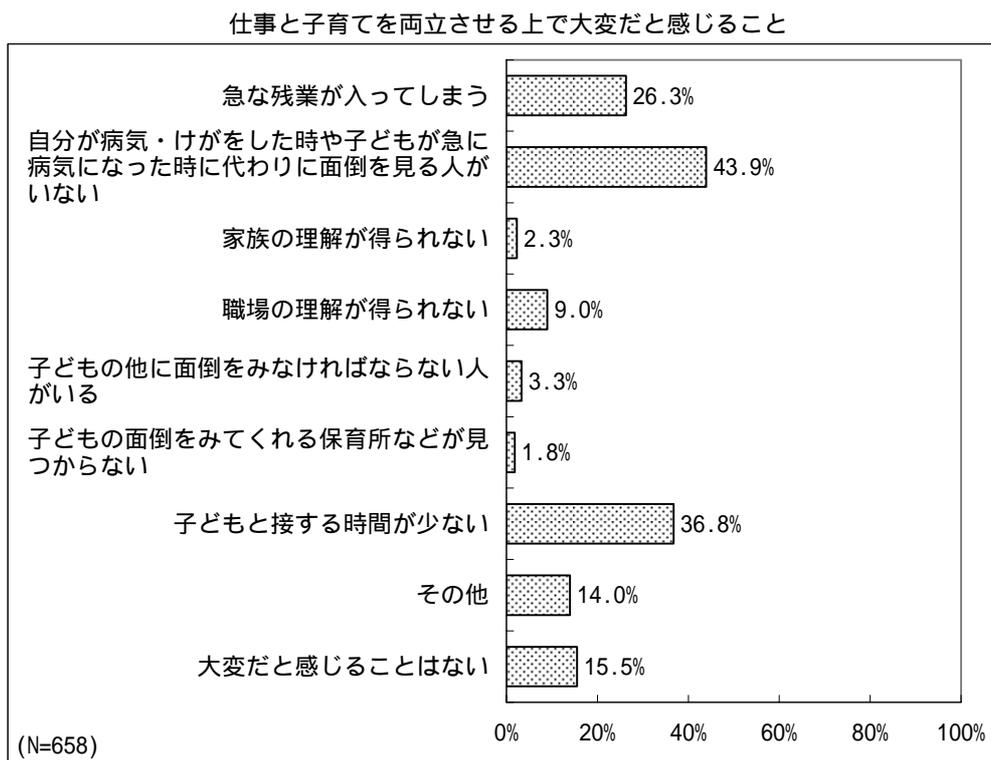
(2) 仕事と子育ての両立の推進

現状・課題

ワーク・ライフ・バランスの実現を支える子育て支援サービスの基盤整備については、「すべての子どもの育ちを支え、子どもの成長を育むすべての家族を、地域全体で支え、当事者でもある親も責任を持ってそれに主体的に参画していく」という基本的な理念に基づいて進められなければなりません。

ニーズ調査によると、仕事と子育てを両立させるうえで大変だと感じることについては、「自分が病気・けがをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒を見る人がいない」、「子どもと接する時間が少ない」、「急な残業が入ってしまう」とした回答の割合が高くなっています。

仕事と子育ての両立を実現するため、多様で弾力的な保育サービスや、放課後児童健全育成事業の拡充等、多様な就労形態に対応した子育て支援が必要です。



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

また、子育て家庭が、その生活圏内で利用できる地域子育て支援拠点事業等の子育て支援サービスの面的な整備を進めるとともに、産休・育休から保育サービスへの移行等、利用者の視点に立った切れ目のない支援を受けることができるよう、社会全体で支え合う次世代育成支援の制度的な枠組みの構築を図ることが必要です。

施策の方向

保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実等、子育て家庭の多様な就労形態に対応した子育て支援を展開します。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状（平成20年度）	平成26年度までの方向性・目標値
91	育児休暇取得率の向上 （再掲） 【商工観光課】	育児休業の促進や男性の育児参加等の取組を推進するとともに啓発資料等により、国の施策に基づいた育児休暇制度の周知・啓発を図る。	周知・啓発活動を続ける。
93	労働条件の改善と就労環境の整備推進 【商工観光課】	労働者が職業生活と家庭生活及び地域活動に、ともに参加することができるように、労働条件の改善と就労環境の向上に関する周知・啓発を図る。	周知・啓発活動を続ける。
48	男女共同参画基本計画に基づく啓発事業（再掲） 【企画課】	「性別による固定的な役割分担意識」を見直し、より良い子育て環境を構築するため、男女平等に関する情報提供や意識啓発事業を推進し、男女共同参画社会の実現を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ・日置市男女共同参画基本計画の概要版（パンフレット）の配付（通年） ・広報、お知らせ版、ホームページ等を活用した啓発（通年） ・男女共同参画週間（国・県）における啓発活動（年2回） ・男女共同参画講演会の実施（年1回）
17	保育所の計画的整備 （再掲） 【福祉課】	地区による児童数の格差を是正するよう、各地区で一律したサービスが提供されるように計画的な保育所の整備を図る。	市内保育園の入所状況・施設の老朽度を踏まえて整備計画を見直し、計画的な整備を行う。
22	保育サービスに関する情報提供（再掲） 【福祉課】	利用者に保育サービスの現状を把握してもらうため、また、利用者の選択性を高めるために、広報誌やしおり及び市のホームページによる保育サービスに関する各種の情報提供を進める。	平成22年度中に、情報提供の手法や項目について検討し、平成23年度実施。
19	延長保育（再掲） 【福祉課】	就労形態の多様化に伴い、親子の接する時間の減少等を配慮しながら、さらなる延長保育の充実を図っていく。	実施箇所： 20箇所 （全保育園で取り組む）

	事業名 【担当課】	事業概要・現状（平成20年度）	平成26年度までの方向性・目標値
7	病児・病後児保育事業 （再掲） 【福祉課】	「病気回復期」にあり、集団保育等が困難な児童で保護者の勤務の都合、疾病など社会的にやむを得ない事情により家庭で育児を行うことが困難な場合、当該児童を保育し、保護者の子育てと就労の両立を支援する。また本事業の周知を図りながら、児童の健全育成を図る。 実施箇所：2箇所	実施箇所： 2箇所
2	一時預かり事業（再掲） 【福祉課】	保育の実施の対象とならない就学前児童で保護者の疾病、入院、災害、事故、育児等に伴う心理的、肉体的負担の解消を図るための一時的な保育を実施するなど需要に応じた保育サービスの提供により児童福祉の推進を図る。 実施箇所：17箇所	実施箇所： 20箇所 （全保育園で取り組む）
1	放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ） （再掲） 【福祉課】	主に小学校1～3年生までの児童に対し保護者が労働等により昼間家庭にいないものに放課後施設を利用して適切な遊びや生活の場を与え児童の健全育成を図る。 実施箇所：13箇所	実施箇所： 13箇所

6 子どもの安全確保

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動

現状・課題

市内の保育園や学校等において、交通安全指導員による交通安全教室を開催し、信号機の見方、横断歩道の渡り方等の交通ルールや、児童には路上での正しい通行の仕方、自転車の正しい乗り方等の交通安全教育を行っています。

幼児に対する交通安全教育は、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技術及び知識を習得させることに努め、小学生や中学生、高校生に対する交通安全教育においても、歩行者及び自転車等の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、危険を予測し、これを回避して安全に道路を通行する意識及び能力の向上に努めなければなりません。

また、チャイルドシートの着用については、平成12年4月から自動車乗車中の6歳未満の幼児に着用が義務付けられました。しかしながら、チャイルドシートの座席への取り付け方が適正でないものも多いといわれており、着用に関する広報を徹底するとともに、実践的な講習会等を幅広く開催していく必要があります。

施策の方向

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。また、関係機関・団体等と連携し、情報交換・情報提供を行い、運転者、歩行者等の道路利用者に対する交通法令等の遵守や、交通マナーやモラルの向上等交通安全意識の高揚を図ります。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状（平成20年度）	平成26年度までの方向性・目標値
94	交通安全教育の推進 【総務課】	子どもを交通事故から守るため、警察、保育所（園）、幼稚園、学校、各関係機関等との連携、協力体制の強化を図るとともに、交通安全教室の開催やカーブミラーの整備など、交通事故防止対策を推進する。	現状に加え広報誌等を通じて交通安全の啓発を図る。
95	チャイルドシートの正しい使用の徹底 【総務課】	チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法についての普及啓発活動を進める。	広報誌等を通じて普及啓発を進めていく。

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動

現状・課題

近年、全国的に暴行や性犯罪等の様々な犯罪が増加しており、本市では関係機関や住民団体、警察等と連携しながら、地域の防犯意識の高揚を図っています。こうした中で、犯罪に関する迅速な情報提供と対応が重要になっています。

登下校中や公園等で、子どもが被害に巻き込まれる事件が全国的に多発していること等から、本市においても、各学校やPTAやボランティア団体等で安全対策に取り組んでいます。

また、警察と連携し、子どもが犯罪に巻き込まれそうな時に、一時避難場所となり、警察や学校等へ連絡し、協力してくれる家に「子ども110番の家」の表示をします。

施策の方向

防犯思想の普及・啓発に努めるとともに、地域ぐるみで住民一人ひとりの防犯に対する意識の高揚を図ります。

また、子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体と連携し、情報交換を行います。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状（平成20年度）	平成26年度までの方向性・目標値
96	防犯対策 【総務課】	地域住民、警察等との連携により、情報の共有化や情報交換を進めるとともに、学校、地域、各種団体との連携により防犯活動の充実に努める。また、様々な機会をとらえ、子ども自身の危機管理意識の醸成を図る。	現状に加え広報誌等により防犯意識の啓発を図る。
97	子どもの安全対策に対する育成・支援 【社会教育課】	各小・中学校のPTAや地域の自主防犯グループの活動を促進し、地域のパトロール活動などの自主的な安全対策活動を支援する。	・スクールガードとの連携 ・PTA校外補導等の充実
98	防犯講習の実施 【総務課】	子どもが犯罪に遭わないようにするために、学校や自治会活動等の場を利用して防犯講習を実施する。	現状に加え広報誌等により防犯意識の啓発を図る。
99	子ども110番の家活動の支援 【総務課】	地域社会で子どもの安全を確保することを目的に、地域の見守り活動と緊急時の対応を図るため、地域の状況を考慮した子ども110番の家活動を支援する。	現状に加え広報誌等により防犯意識の啓発を図る。

7 児童虐待防止対策の充実

(1) 児童虐待防止対策

現状・課題

ニーズ調査によると、虐待を知った場合の通報先として、「児童相談所」が62.6%で最も高く、次いで「市役所・福祉事務所」が44.5%、「警察」が28.1%となっています。しかしながら、12.9%の方は、「適切な通報先がわからない」と回答していることから、児童虐待防止に関する意識啓発とともに通報先の周知徹底が必要です。

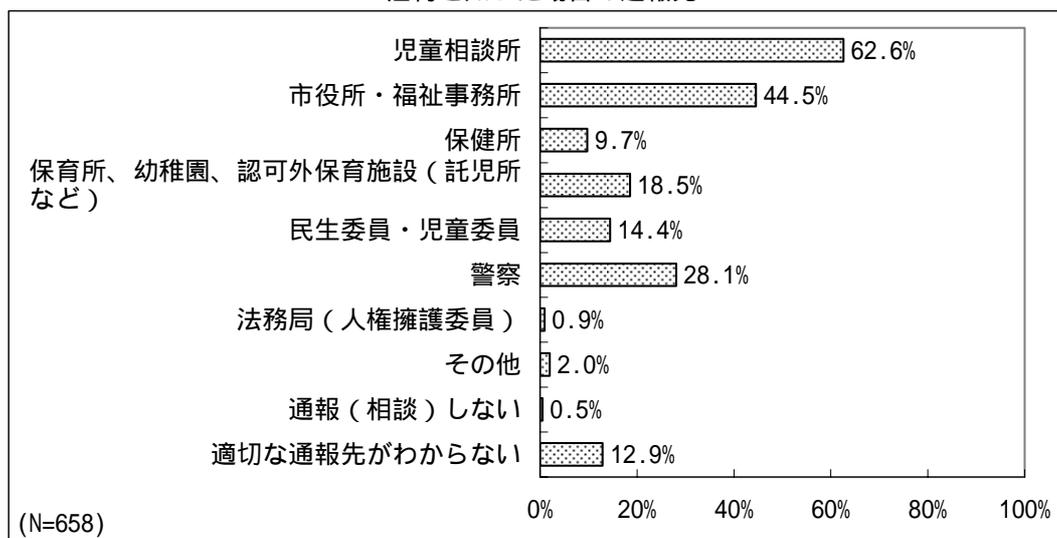
児童虐待の状況

(件)

年度	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
認定件数	4	2	0	1

資料：青少年問題協議会資料

虐待を知った場合の通報先



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

また、児童虐待や配偶者等からの虐待行為を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、ひいては虐待の被害に遭う子どもや保護者の社会的自立を促していくため、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターフォローに至るまでの総合的な支援が必要です。

施策の方向

広報誌やリーフレット等を利用し、虐待防止に向けた意識啓発や適切な通報先の周知を図ります。

また、虐待防止ネットワークの機能を充実し、関係機関等との連携を行うことで、虐待のおそれがある子どもの早期発見・早期対応に努めるとともに、虐待を受けた子どもや保護者の保護を行います。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状（平成20年度）	平成26年度までの方向性・目標値
100	児童虐待防止ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化 【福祉課】	児童虐待防止ネットワークは、予防から自立支援に至るまですべての段階で有効であり、地域住民やボランティア団体など幅広い参加を図るとともに、単なる情報連絡の場にとどまらず、個々のケースの解決につながる取組が行えるように、機能の強化を図る。	協議会を年1回開催
101	産後うつスクリーニング事業 【健康保険課】	産後うつ対策として、新生児訪問や乳児健診、育児相談等の場において産後うつスクリーニングを実施している。スクリーニング陽性者については必要に応じて訪問・電話・母子相談にて支援をしていく。	3～5か月児健診での産後うつスクリーニング陽性者率の減少
102	啓発ポスターの掲示 【福祉課】	今後も積極的に児童虐待防止に関する広報を行っていく。	児童虐待防止推進月間にポスター等による周知を図り、意識啓発を行う。
103	緊急一時保護体制の整備 【企画課】 【福祉課】	虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）等を受けている疑いのある児童やその家庭等の状況を早期に把握し、児童相談所に通告を行う。	・状況に応じた適切な対応と相談支援体制の継続。 ・各関係課との連絡会を開催する。（年1回）
104	乳幼児、児童相談 【福祉課】 【健康保険課】	今後、育児不安が危惧されるハイリスク妊婦への支援や健診・育児相談等の母子保健のあらゆる場面で母親の育児のしづらさを早期発見し、重症化を予防するための取組などの検討を行う。また、関係機関との連携の強化を図る。 また、家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して専門的に相談、指導にあたる。	家庭相談員・保健師による相談体制の継続

	事業名 【担当課】	事業概要・現状（平成20年度）	平成26年度までの方向性・目標値
105	DVの予防対策と相談体制の充実 【企画課】 【福祉課】	配偶者等への暴力を根絶するため関係機関との連携、協力のもと広報等を通して社会の意識啓発や基盤整備を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、お知らせ版、ホームページ等を活用した普及啓発の実施（通年） ・「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間における啓発活動
106	子育てショートステイ事業（子育て短期入所生活援助事業）の実施 【福祉課】	保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行い家庭の福祉の向上を図る。	対象児童年齢に応じた施設の確保。 事業委託箇所：4箇所
107	学校懇談会 【学校教育課】	各小中学校の管理職員と地域の民生委員・児童委員との懇談会による情報交換と、その後における地域での要保護児童の見守りなどの連携を図る。	全校実施
16	子ども支援センター（再掲） 【学校教育課】 【健康保険課】 【福祉課】	教育相談員、家庭相談員、カウンセラー等による相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携に努める。	今後も継続して相談体制の充実を図る。

8 ひとり親家庭等の自立支援の促進

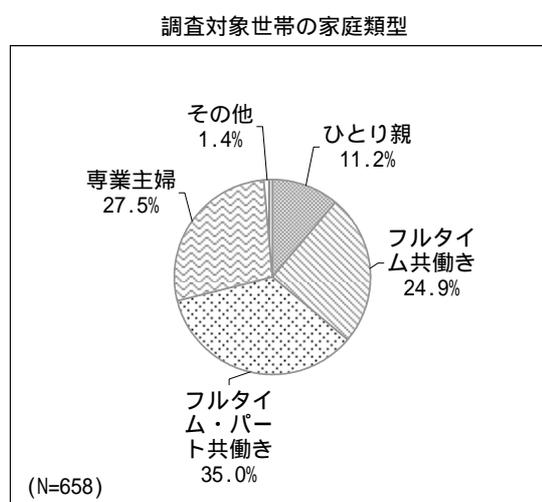
(1) ひとり親家庭等の自立支援

現状・課題

ひとり親家庭の親と子が、社会的に自立し、生きがいに満ちた生活を送るためには、経済的な安定を図るための就労の確保をはじめ、親子それぞれの健康づくり、安心して子育てできる環境の整備、地域社会との関係づくりや人権保護等、生活全般にわたる様々な課題に対して、総合的に支援していくことが必要です。

ニーズ調査から家庭類型をみると、ひとり親家庭は全体の11.2%を占めています。

ひとり親家庭の親がその能力を發揮しながら、自らの生き方を主体的に選び、決定できるよう、精神的・経済的な自立を支援するとともに、地域の様々な物的・人的資源や制度、情報等を十分に活用し、社会全体でひとり親家庭を支える仕組みづくりを進める必要があります。



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

施策の方向

ひとり親家庭に対する相談指導体制の充実や、必要な情報の提供及び各種手当等の周知を図るとともに、保育所への優先入所等、生活実態に応じた支援に努めます。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状（平成20年度）	平成26年度までの方向性・目標値
108	就業支援に主眼をおいた総合的な対策の実施 【福祉課】	母子家庭の母親の就業を促進するため、民間事業者に対する協力の要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮等の実施を進めていくとともに、養育費の確保策及び経済的支援策など自立を促進するための総合的な対策の実施を進める。	就業支援制度に積極的に取り組むとともに、養育費や経済支援の一次対応を適切に行う。
109	児童扶養手当 【福祉課】	ひとり親家庭等の児童の保護者に対して児童扶養手当を支給することにより、これらの児童の福祉増進を図る。	制度の周知及び適正運用の継続
110	ひとり親家庭医療費助成事業 【福祉課】	ひとり親家庭等の自立を経済的に支援する一環として実施しているひとり親家庭医療費助成事業の充実を図る。	制度の周知及び適正運用の継続

	事業名 【担当課】	事業概要・現状（平成20年度）	平成26年度までの方向性・目標値
111	母子寡婦福祉資金貸付事業 【福祉課】	ひとり親家庭等に対し、生活に必要な資金を貸付けることにより経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため県の指導のもと事業を推進する。	制度の周知に努める。
112	自立支援教育訓練給付金 【福祉課】	母子家庭の母の主体的な能力開発を支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が指定教育講座を受講し、修了した場合、経費の助成を推進する。 受給者数（平成17～21年）：6人	制度の周知と受給者数の増加
113	高等技能訓練促進費 【福祉課】	母子家庭の母が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、2年以上養成機関等で修業する場合に、修業期間の2分の1（平成23年度までに修業した人は全期間）に相当する期間の高等技能訓練促進費を）支給することで、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするもので今後も引き続き事業を推進する。 受給者数（平成19～21年）：7人	制度の周知と受給者数の増加
114	保育所の優先入所 【福祉課】	「きめ細やかなサービスの展開」と「自立の促進」の観点から、ひとり親家庭等に対しては優先して保育所等に入所できるよう対処する。	希望する保育所への入所率を100%にする。
115	母子生活支援施設入所 【福祉課】	保護の必要が認められる（自立が困難等）母子家庭または母子に準ずる家庭に対して入所を行う。	制度の適正運用
116	保育料の軽減措置 【福祉課】	母子、父子世帯で所得に応じて保育料の軽減を図る。	制度の継続

9 障害のある子どもへの支援

(1) 障害児施策の充実

現状・課題

本市では、障害の早期発見と早期療育のため、乳幼児健診等で身体や発育発達に問題のある子どもに対して精密受診券の交付や巡回療育相談との連携を行っています。

その後の子どもや保護者を支援するうえで、保健所や福祉・教育関係者などとさらなる連携を深めていく必要があります。

ニーズ調査によると、子育てについて悩んでいることや気になることの中で、約3割近くの保護者が「病気や発育・発達に関すること」を挙げています。

子育てについて悩んでいることや気になること (N=658)

回答	人数	構成比
病気や発育・発達に関すること	178	27.1%
食事や栄養に関すること	158	24.0%
育児の方法がよく分からないこと	20	3.0%
子どもとの接し方に自信が持てないこと	56	8.5%
子どもとの時間を十分にとれないこと	159	24.2%
話し相手や相談相手がいないこと	24	3.6%
仕事や自分のやりたいことが十分できないこと	139	21.1%
子どもの教育に関すること	184	28.0%
子どもの友人関係(いじめ等を含む)に関すること	100	15.2%
登園拒否、不登校などの問題について	14	2.1%
子育てに関しての配偶者・パートナーの協力が少ないこと	58	8.8%
配偶者・パートナーと子育てに関して十分話し合えないこと	38	5.8%
自分の子育てについて、親族・近隣の人・職場など周りの見目が気になること	23	3.5%
配偶者・パートナー以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	31	4.7%
子どもを叱りすぎているような気がする	269	40.9%
子育てのストレスがたまって、子どもに手をあげたり、世話をしなかつたりしてしまうこと	42	6.4%
地域の子育て支援サービスの内容や利用・申込方法がよく分からないこと	66	10.0%
どこに相談したらよいか分からないこと	16	2.4%
泣いた時やぐずった時などの対応の仕方	38	5.8%
子どものしつけ方(しかり方、ほめ方)	254	38.6%
子どもの上手な遊ばせ方	127	19.3%
子育てによる身体の疲れが大きい	48	7.3%
頭痛、不眠、だるさ、ふらつきなど身体のこと	55	8.4%
気分が落ち込んだり、いらいらするような精神面の不安定	80	12.2%
子育てで出費がかさむ	225	34.2%
自分の自由な時間が持てない	141	21.4%
夫婦で楽しむ時間がない	55	8.4%
仕事が十分にできない	57	8.7%
子育てが大変なことを身近な人が理解してくれない	17	2.6%
子どもが病気がちである	22	3.3%
住居が狭い	77	11.7%
その他	21	3.2%
不安や悩んでいることは特にない	77	11.7%

資料：次世代育成支援に関するニーズ調査

施策の方向

障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、適切な医療の提供、経済的な支援、教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進します。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状（平成20年度）	平成26年度までの方向性・目標値
117	障害児の健全な発達を支援する一貫した総合的な取組の推進 【福祉課】 【健康保険課】	日置市療育支援ネットワークの充実を図り、障害の早期発見・早期支援が円滑に行えるようシステム化し、市民に対して普及啓発していく。	日置市療育支援ネットワークの充実
118	健診後フォロー教室 【健康保険課】	健診等で発達を見守りたいケースに対して子どもとその保護者を対象にした親子教室を実施し、遊びを通じて子どもの発達の確認や関わり方について保護者と一緒に考えていき、専門の相談や療育機関へ支援をつなげていく。また、母親同士の交流の場としても活用してもらい、育児不安の軽減に努める。	健診後フォロー教室の継続・拡充
119	障害児に対する保育・教育環境の整備 【学校教育課】	施設設備や療育指導の充実を図るとともに、小・中学校においては、障害のある児童生徒が良好な環境のもとで学習できるように、学校設備の改善・充実を図る。	予算の範囲で実施
120	障害児に対する教職員の質的向上 【学校教育課】	福祉教育担当教員や管理職教員への各種研修等を通じて、教職員の障害児に対する理解認識を深めるなど、教員の資質向上を図る。	全校で研修の実施
121	適切な教育的支援 【学校教育課】	関係機関との連携の強化を図り、学習障害、注意欠陥/多動性障害、高機能自閉症等教育及び療育に特別のニーズがある子ども等、一人ひとりの状態に最も適切できめ細かな教育・指導が行われるように努める。	全校で実施
122	補装具費支給 【福祉課】	身体障害児に対して、身体の失われた部位や、思うように動かすことのできない部分を補って、日常生活等をしやすくするために、必要な用具を交付・修理する。	制度の周知徹底に努める。
123	日常生活用具給付 【福祉課】	重度身体障害児または重度、最重度の知的障害児に対して、日常生活の便宜を図るため、障害を補うことのできる日常生活用具を給付・貸与する。	制度の周知徹底に努める。
124	居宅介護 【福祉課】	障害児に対して、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。	制度の周知徹底に努める。
125	短期入所 【福祉課】	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害児を入所させて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。	制度の周知徹底に努める。

	事業名 【担当課】	事業概要・現状（平成 20 年度）	平成 26 年度までの方向性・目標値
126	児童デイサービス 【福祉課】	障害児に対して、知的障害児施設、肢体不自由児施設等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う。	制度の周知徹底に努める。
127	行動援護 【福祉課】	知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する障害児であって、常時介護を要する者につき、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の必要な援助を行う。	制度の周知徹底に努める。
128	日中一時支援 【福祉課】	日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校等の空き教室等において、障害児に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための訓練その他必要な支援を行う。	制度の周知徹底に努める。
129	移動支援 【福祉課】	単独で行動することが困難な障害児の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時において、個別の移動支援を行う。	制度の周知徹底に努める。
130	特別児童扶養手当 【福祉課】	精神または身体に障害（中・重度）を有する 20 歳未満の児童を養育している方に手当を支給し、障害児の生活の向上を図る。	制度の周知と適正な運用に努める。
131	障害児福祉手当支給事業 【福祉課】	重度の心身障害により日常生活に常時介護が必要な 20 歳未満の児童に手当を支給し福祉の増進を図る。	制度の周知徹底に努める。
132	重度心身障害者医療費助成 【福祉課】	重度心身障害児に対して、保険診療による医療費の一部負担金を助成する。	制度の周知徹底に努める。
133	障害児施策や制度に関する情報提供の充実 【福祉課】	障害児の保護者に対して、その障害に対応したサービス及び施設等の情報を提供する。	周知徹底に努める。
134	特別支援教育の充実 【学校教育課】	軽度発達障害の児童・生徒も対象の中を含め、関係機関との連携を図りながら、校内支援体制の充実を図る。	今後も継続して実施。
135	保育料の軽減措置 【福祉課】	障害児（者）世帯で所得に応じて保育料の軽減を図る。	軽減措置の適正な運用に努める。
136	発達相談支援事業 【健康保険課】	発育・発達の気になる子どもの相談や訪問等について、療育クラブや保健所、児童総合相談センター、教育委員会等と連携しながら、子ども・保護者の支援を行う。また、乳幼児健診の充実とともに健診等後の要フォロー児のフォロー体制を関係機関と連携しながら構築する。	発達相談支援事業の継続（年 6 回開催）
15	保育園・幼稚園の巡回訪問（再掲） 【健康保険課】	市内の保育園・幼稚園を保健師が訪問し、乳幼児健診未受診児の状況確認及び健診受診後の状況確認を行い、子どもたちへの支援について保育士等と一緒に考えていくことで、子どもやその保護者に対し統一した支援を行う。	市内の保育園・幼稚園への巡回訪問の継続

	事業名 【担当課】	事業概要・現状（平成20年度）	平成26年度までの方向性・目標値
21	障害児保育 （再掲） 【福祉課】	今後も適切な環境のもとで、他の子どもとの集団生活を通して健全な発達が行われるよう、障害のある子どもの福祉の増進を図る。	障害児保育を行うために保育士を加配した保育所への補助制度の継続。
71	就学指導委員会の実施 （再掲） 【学校教育課】	心療内科医、特別支援学級設置校関係者等により、障害児に対する適切な就学指導を実施していく。	今後も継続して実施。

第5章 計画の評価及び推進

第5章 計画の評価及び推進

1 計画の評価

後期行動計画においては、計画全体の進捗状況の評価するため、個別事業レベルの進捗状況（アウトプット）に加え、個別事業を束ねた施策レベル、計画レベルの進捗状況（アウトカム）も点検・評価することが求められています。併せて、利用者の視点に立った評価指標を設定し、点検・評価を行い、施策の改善につなげていく必要があります。

（1）保育サービス等の目標事業量

項目		単位	現状 (平成20年度)	目標 (平成26年度)
平日昼間の保育サービス				
認可保育所	3歳未満児	人	449	455
	3歳以上児	人	633	649
合計		人	1,082	1,104
延長保育事業		箇所	20	20
休日保育事業		箇所	0	1
病児・病後児保育事業		箇所	1	2
放課後児童健全育成事業		箇所	13	13
一時預かり事業		箇所	17	18
地域子育て支援拠点事業（センター型）		箇所	4	4
ショートステイ事業		箇所	4	4

(2) 施策レベルごとの評価

評価指標		現状 (平成20年度)	目標 (平成26年度)
1 地域における子育て支援			
こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいる家庭への訪問件数	100% (379件/379件)	100%
育児支援家庭訪問事業	支援が必要な家庭への訪問件数	98.8% (167件/169件)	100%
2 母性と乳幼児の健康の確保と増進			
妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保	妊娠・出産に満足している母親の割合	84.0%	増加
	妊娠満11週以内での妊娠届出率	75.0%	増加
子どもの心身の健やかな発達支援と育児不安の軽減	産後うつスクリーニングの陽性者率 (3~5か月児健診)	5.3%	減少
	子育てに関して不安や負担を感じる親の割合	2.4% (非常に感じる)	減少
	乳幼児をもつ保護者において子育てに関する悩みや不安を相談する相手がいる人の割合	99.4%	増加
	1歳6か月児健康診査の受診率	92.5%	増加
食育の推進	未就学児における朝食を毎日食べる児の割合	91.7%	増加
	1日1回は家族全員で食事をする割合	86.1%	増加
思春期における子どもの健全育成	自分のことが好きな子どもの割合(中学生)	27.4% (平成17年度)	増加
小児保健水準の維持	低出生体重児出生率	8.1% (平成19年度)	減少
	3歳児のむし歯罹患率	28.1%	減少
	かかりつけ医がいる割合	89.2%	増加
	事故防止策をとっている家庭の割合	75.7%	増加
3 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境			
中高生等の乳幼児ふれあい体験の充実	実施学校数・参加者数	7校 761人の生徒に実施	全校で実施
学校評議員の設置推進	設置校	全校設置	全校設置
家庭教育学級・講座の開催	開設校	27学級	33学級
親子による交流・自然体験学習の開催	開催回数	3回	4回

評価指標		現状 (平成20年度)	目標 (平成26年度)
4 子育てを支援する生活環境			
子育てマップの配布	配布	現在配布中	事業の継続
歩道整備の推進及び歩道幅員の広い施工	都市計画道路及び主要道路	文化通り線の整備 郡中央通り線の整備推進	郡中央通り線の整備推進
通学路の安全点検	市道安全パトロール	年1回の実施	事業の継続
カーブミラーの整備・交通安全看板等の設置	カーブミラー 交通安全看板等	各自治会からの要望を精査し設置	地区振興計画に基づき、必要に応じて設置
5 職業生活と家庭生活との両立の推進等			
男女共同参画基本計画に基づく啓発	周知・啓発状況	日置市男女共同参画基本計画(概要版)の配付等を通じた周知・啓発	周知・啓発活動の継続
育児休業制度の普及促進	周知・啓発状況	国の施策に基づいた育児休業制度の周知・啓発	周知・啓発活動の継続
労働条件の改善と就労環境の整備推進	周知・啓発状況	労働条件の改善と就労環境の向上に関する周知・啓発	周知・啓発活動の継続
6 子どもの安全確保			
交通安全教育の推進	開催回数	全学校で年1回実施	現状に加え、広報誌等による、交通安全意識の啓発
防犯講習会の実施	開催回数	全学校で年1回実施	現状に加え、広報誌等による、防犯意識の啓発
こども110番の家活動の支援	設置件数	警察と連携し、子ども110番の家活動の支援	現状に加え、広報誌等による、防犯意識の啓発
防犯灯の整備促進	設置件数	各自治会からの要望を精査し設置	設置件数の増加
7 児童虐待防止対策の充実			
虐待を知った場合の通報先	適切な通報先がわからない割合	12.9%	減少
児童虐待件数	認定件数	1件	減少
8 ひとり親家庭等の自立支援の促進			
母子家庭に対する自立支援	自立支援教育訓練給付金支給者数	6人 (H17～H21)	増加
	高等技能訓練促進費支給者数	7人 (H17～H21)	増加

9 障害のある子どもへの支援			
障害児に対する社会環境の整備	障害のある子にも障害のない子と同様の生活を営めるように社会環境の整備をして欲しい保護者の割合	16.6%	減少

(3) 計画全体の評価

評価指標	現状 (平成20年度)	目標 (平成26年度)
子育てを楽しんでいると感じることが多いと思う保護者の割合	30.4%	増加
出生数	395人 (平成19年)	増加
合計特殊出生率	1.58 (平成19年)	増加

2 計画の推進

本計画を着実に推進するためには、市民一人ひとりが、次世代育成支援対策の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、県や市町村はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

(1) 行政の役割

本市は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画を総合的かつ効果的に推進するため、学識経験者や保育・教育関係者等の市民による地域協議会と庁内の推進本部を設置します。

地域協議会では、この計画に基づく施策の実施状況を公表し協議することで、市民の意見を計画の推進に反映させます。

また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開が必要となります。

このため、推進本部では、個々の施策の進捗状況の把握と施策間の調整等を行うものとしします。

(2) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

(3) 地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障害の有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

(4) 企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

(5) 各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

3 進捗状況の点検・評価

本計画では、PDCA サイクル(計画 - 実施 - 評価 - 改善検討)の実効性を高めるため、利用者の視点に立った評価指標を設定しています。データの収集、アンケート調査を定期的 to 実施し、進捗状況の点検・評価を継続的に行っていきます。

資料編

日置市告示第 37 号

日置市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 21 条に基づき、日置市における次世代育成支援対策の推進に関し必要となる措置について協議するため、日置市次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の策定及び推進に関する事項
- (2) 次世代育成支援対策の普及及び啓発に関する事項
- (3) 市、関係団体等の次世代育成支援対策への取り組みに関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、次世代育成支援対策の充実にに関する事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 保育教育関係団体の代表
- (2) 保健医療福祉関係団体の代表
- (3) 各種団体等の代表
- (4) 学識経験者等

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて召集する。

2 会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の事務局を市民福祉部福祉課に置き、事務局長は市民福祉部福祉課長が務める。

2 事務局長は、協議会の開催にあたり、必要に応じて、事務局を補佐する関係各課の職員の出席を求めることができる。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

日置市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

区 分	役 職	氏 名	備 考
保育教育関係団体の代表	日置市幼稚園代表	麦野 賦	伊集院幼稚園長
	日置市保育園代表	鮫島 尊美	ひおき地区保育連合会会長
	日置市小・中学校代表	西田 哲郎	妙円寺小学校校長
	P T A 連絡協議会代表	池満 涉	日置市 PTA 連絡協議会会長
保健医療福祉関係団体の代表	医療関係者	奥 章三	鹿児島こども病院院長
	伊集院保健所	木原 早苗	保健師
	療育代表	潟山 涼子	子どもの家療育クラブ施設長
	社会福祉協議会代表	下茂 孝一	社会福祉協議会会長
	母子保健推進員代表	有村 ツヨ子	吹上地域母子保健推進員
	主任児童委員代表	岩下 輝子	主任児童委員
各種団体等の代表	一般事業主代表	東福 立子	株式会社協栄 代表取締役社長
	地域子育て支援センター	東 ひとみ	子育て支援センター施設長
	自治公民館代表	瀨崎 満洋	日置市 自治公民館連絡協議会会長
	商工会代表	西 陽三	日置市商工会会長
	子ども育成会代表	松村 平	日吉地区 子ども会育成連絡協議会会長
	乳幼児を持つ母親代表	鍋谷 玲奈	乳幼児を持つ母親代表
学識経験者		三窪 滋男	日置市教育委員長

■ 用語解説 ()は本文中の最初の掲載ページ数です。

【あ行】

一時預かり事業 (P38)

保護者の病気時の対応や育児疲れ解消等を目的に、一時的に認可保育所等で保育を行うこと。

延長保育 (P40)

通常保育の前後に時間を延長して保育を行うこと。

【か行】

学習障害 [LD] (P81)

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害等の障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。日本では旧文部省が平成 11 年に学習障害を定義している。

休日保育 (P40)

保育所を利用している家庭の保護者が、休日（日曜・祝日）に出勤することにより、保育が困難となる場合の預かり保育。

合計特殊出生率 (P3)

ある年の女性の年齢別出生率が変わらないという仮定のもとで、1人の女性（15～49歳）が、その生涯に平均何人の子どもを生むかを推計した値。

行動計画策定指針 (P7)

次世代育成支援対策推進法第7条第1項の規定に基づき、主務大臣（国家公安委員会委員長、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣）が定め、告示したもの。

この指針には、市町村行動計画策定の指針となるべき次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項、次世代育成支援対策の内容に関する事項などが定められている。

コーホート変化率法 (P16)

コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいい、一定期間における人口変化率が、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を推定する方法。0～4歳の将来人口については、コーホート変化率では計算できないため「婦人子ども比率」から算出。

婦人子ども比率 = 0～4歳の人口 ÷ 25～34歳の女子人口

【さ行】

産後うつ (P76)

産後うつ病とは、産後2週間～1か月以内に発症するうつ病をいう。産後うつ病は、一過性で自然に治るものではなく、一般的なうつ病と同様の治療が必要になる。

産褥期 (P47)

産褥期とは、妊娠・出産のために変化した体が元に戻るための期間のことをいう。通常、6～8週間。

次世代育成支援対策推進法 (P5)

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念、国・地方公共団体・事業主・国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定め、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的として、平成15年7月に公布された法律。

主任児童委員 (P8)

児童福祉について、専門的に担当する児童委員。児童相談所と児童委員との連絡・調整にあたる等、地域の児童健全育成活動の中心的役割を担う。

情報モラル教育 (P62)

情報社会を生きぬき、健全に発展させていく上で、すべての国民が身に付けておくべき考え方や態度を育成するための教育。

【た行】

地域子育て支援センター (P38)

子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等の育成・支援、地域の保育需要に応じた特別保育事業の積極的实施・普及促進、地域の保育資源の情報提供等を実施し、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っている。

注意欠陥/多動性障害 [ADHD] (P81)

落ち着くことができない「多動」、1つに集中できない「集中困難」、待てない、せっかちであるといった「衝動性」という3つの大きな特徴をもった障害。

ドメスティック・バイオレンス [DV] (P76)

家庭内暴力。具体的には子どもによる親への暴力、夫妻間の暴力、親による子どもへの虐待、家族による要介護の老親への虐待等の総称。

【は行】

発達障害（P82）

発達障害者支援法で「自閉症、アスペルガー症候群（言語による会話能力があるにもかかわらず、「対人関係」「コミュニケーション」「興味・関心のかたより」等の特徴を併せ持つ障害）その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥／多動性障害等の脳機能障害」と定義されている。

バリアフリー [barrier-free]（P64）

住宅建築用語として、障害者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、具体的には段差等の物理的障壁の除去をいう。より広くは、障害者等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。また、最近では「すべての人のためのデザイン」を表すユニバーサルデザインという用語が使われるようになってきている。

病児・病後児保育事業（P38）

児童が急な病気となり、集団保育が困難で、保護者が家庭において看護できない場合の受け皿として、病院や保育所等において病気の児童を一時的に保育すること。

体調不良型：普段通っている保育所において、保育中に微熱を出す等体調不良となった児童（体調不良児）を、当該保育所内の医務室等で一時的に預かるもの。

病児対応型：当面症状に急変が認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難である児童（病児）を、病院や保育所等の付設の専用スペースで一時的に預かるもの。病後児対応型：病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難である児童（病後児）を、病院や保育所等の付設の専用スペースで一時的に預かるもの。

放課後児童健全育成事業 [放課後児童クラブ]（P23）

労働等により昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童に対して、適切な遊びと生活の場として児童クラブを設置し、当該児童の健全な育成を図る事業。

【ま行】

民生委員・児童委員（P43）

児童福祉法第12条の規定により、民生委員は児童委員に充てられる。

また、児童委員の職務としては、児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと、児童及び妊産婦につき、その保護、保険その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと、児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を営む者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること、児童福祉司又は社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（福祉事務所）の社会福祉主事の行う職務に協力すること、児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めることなどとされている。

【や行】

ユニバーサルデザイン（P64）

バリアフリーが障壁を取り除いていくという考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず全ての人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという積極的な考え方。

要保護児童（P8）

「児童福祉法」で定められている言葉で、要保護児童は、「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」を指し、要支援児童は、要保護児童以外の「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童」を指す。具体的に、要保護児童は社会的養護が必要な子どもや虐待を受けた子ども等、要支援児童は障害のある子ども等を指して用いられることが多くある。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス（P5）

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいう。



日置市子育て支援計画

【後期計画：平成22年度～平成26年度】

平成22年3月

日置市 市民福祉部 福祉課

〒899-2592 鹿児島県日置市伊集院町

郡1丁目100番地

TEL：099-273-2111 FAX：099-273-3063

